平成１９年度
道州制シンポジウム

事業報告書

平成２０年２月

広　島　県

目　　次

プログラム

主催者あいさつ　……　1

基調講演　……　2

パネルディスカッション　……　14

【配布資料】

基調講演資料　……　36

道州制の導入に向けた四経連の取り組み状況　……　41

市町への権限移譲の取組みについて　……　42

広島県では，地方分権の理念に沿った道州制導入について，広く住民の皆様の理解とコンセンサスを形成し，地域から幅広い議論を喚起していくことを目的として，平成２０年１月２２日に広島県民文化センターにおいて「道州制シンポジウム」を開催いたしました。

この報告書は，この「道州制シンポジウム」の内容を記載したものです。

プログラム

13:30～13:35

主催者あいさつ

広島県知事
藤田 雄山

13:35～14:35

基調講演
「道州制の九州モデル」

‖ 講師 ‖

北九州市立大学学長
矢田 俊文 氏

14:40～16:30

パネルディスカッション
道州制導入の意義
～「多極・分権型」の国土形成を目指して～

‖ コーディネーター ‖

（社）中国地方総合研究センター理事長
櫟本　功 氏

‖ パネリスト ‖

北九州市立大学学長
矢田 俊文 氏

山口県柳井市長（道州制ビジョン懇談会委員）
河内山 哲朗 氏

中国経済連合会会長
（道州制ビジョン懇談会 道州制協議会メンバー）
福田　督 氏

四国経済連合会常務理事
三木 義久 氏

基調講演



講師／パネリスト

矢田（やだ） 俊文（としふみ） 氏

北九州市立大学学長

※パネルディスカッションでも
パネリストとしてご発言いただきます。

略　歴

昭和39年	東京大学教養学部教養学科卒業
昭和46年	同大学院理学系研究科博士課程修了 理学博士
昭和54年	法政大学教授（経済学部）
昭和57年	九州大学教授（経済学部）
平成9年	九州大学副学長
平成14年	九州大学大学院経済学研究院長
平成17年4月	北九州市立大学学長に就任

要　職

国土審議会委員
九州圏広域地方計画プレ協議会・学識者懇談会委員長
九州地域戦略会議・道州制検討委員会委員長
公立大学協会副会長,（財）大学基準協会理事を務める。

パネルディスカッション



コーディネーター

櫟本（とちもと）　功（いさお）氏

（社）中国地方総合研究センター理事長

略　歴

広島大学政経学部卒業
神戸大学大学院経済学研究科修了
広島大学経済学部教授,広島市立大学国際学部教授
同大学学長補佐などを歴任
平成7年より現職
広島大学名誉教授,広島市立大学名誉教授

要　職

中国圏広域地方計画学識者会議座長
中国地方整備局事業評価監視委員会委員長
広島県分権改革推進審議会 会長代理・小委員会委員長　他

著書・活動等

主な著書に『支店経済を考える』（政治経済セミナー社）　他



パネリスト

福田（ふくだ）　督（ただし）氏

中国経済連合会会長
（道州制ビジョン懇談会
道州制協議会メンバー）

略　歴

昭和41年3月 慶應義塾大学商学部卒業
昭和41年4月 中国電力株式会社入社
平成7年6月 同社企画室部長
平成11年6月 同社取締役広島支店長
平成15年6月 同社取締役副社長販売事業本部長
平成18年6月 同社取締役会長
同年同月 中国経済連合会会長

要　職

（社）日本経済団体連合会常任理事
中国地方国際物流戦略チーム本部長
中四国セントラルルート地域連携軸推進協議会副会長
夢街道ルネサンス推進会議会長　他



パネリスト

河内山（こうちやま）　哲朗（てつろう）氏

山口県柳井市長
（道州制ビジョン懇談会委員）

略　歴

昭和56年3月 早稲田大学法学部卒業
同年4月（財）松下政経塾に第2期生として入塾
平成5年2月に全国最年少市長として,
34歳で合併前の柳井市長に就任,3期務める
平成17年3月に合併後の新「柳井市」の初代市長に就任

要　職

山口県国民健康保険団体連合会理事長
全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長
厚生労働省社会保障審議会委員,国民健康保険中央会副会長
山口県市町村職員共済組合理事長,全国市長会相談役
中国・安徽師範大学客員教授



パネリスト

三木（みき）　義久（よしひさ）氏

四国経済連合会常務理事

略　歴

昭和48年3月 神戸大学経済学部卒業
昭和48年4月 四国電力（株）入社
平成9年3月 同社地域開発部次長
平成13年3月 同社経営企画部調査役
平成18年6月より現職

主催者あいさつ
広島県知事　藤田　雄山



本日は，道州制シンポジウムに多数御参加いただき，誠にありがとうございます。御案内のとおり，国における道州制に関する議論につきましては，昨年１月に，道州制担当大臣の下で道州制ビジョン懇談会が設置され，本年度中に，道州制の理念や大枠につきまして論点を整理した中間報告が取りまとめられる予定とのことでございます。

この懇談会には，本日，パネリストとして御出席いただいております河内山市長とともに，経済界からも道州制協議会メンバーとして福田中国経済連合会会長が参画をされており，本日は，現在の検討状況などにつきましても伺うことができるのではないかと期待しているところです。

申すまでもなく，道州制の導入は，本来，住民に身近な行政サービスを，できるだけ身近な地方公共団体で，自主的かつ総合的に提供していくことを前提とした地方分権の究極の姿であり，「国のかたち」そのものを変える大改革であります。

このため，その実現に向けては，多くの住民の方々の御理解と御賛同をいただくことが大前提であり，県民の皆様とともに，大いに議論していく必要があることから，このシンポジウムを開催した次第でございます。

前半の基調講演は，国土審議会委員の矢田俊文様にお願いしております。矢田先生は全国に先駆けて，産学官が連携して道州制に関する意見を取りまとめられた，九州地域戦略会議の下に設置された道州制検討委員会の委員長を務められており，現在策定中の「道州制の九州モデル」について御講演いただくこととしております。

また，後半のパネルディスカッションでは，中国，四国地域の行政や経済界を代表するパネリストの皆様に，矢田先生にも加わっていただき，中国，四国，九州ブロックの検討状況を踏まえながら，道州制導入の意義について御議論いただくこととしております。

本日のシンポジウムが県民の皆様にとりまして，道州制や地方分権の推進を，より身近なものとして考えていただく契機となり，ひいては，より自主性・自立性の高い広域自治体としての道州制導入の気運醸成につながりますよう祈念いたしまして，開会のごあいさつといたします。

基調講演　「道州制の九州モデル」
講師　北九州市立大学学長　矢田　俊文氏



それでは，１時間弱ということで「道州制の九州モデル」という話をさせていただきたいと思います。毎年１回こういうシンポジウムがなされていて，２回とも，総務省で地方分権に携わってきたベテラン，しかも東京の方が地方分権について講演しています。我々から見ると，ちょっと変な感じもいたしますが，３回目，むしろ広島より東京から遠い九州から話をする機会がありまして，大変光栄に思っております。大抵は東京や関西から来て話をするのが地方の習わしですが，同じ地方として，どういう動きをしているのかという話をここでさせていただきたいと思っております。

道州制の九州モデルを英語で言うとモデル・イン・九州で，九州特有のモデルではありません。また，中央で議論されている話や広島県がだいぶ前に発信した話を参考にしながら，なおかつ新しいところを狙いながらということで今，作業を進めております。

基本的には広島県が提案しているモデルと内容はダブりますが，最大の特徴は，九州の経済団体と九州７県知事が九州地域戦略会議という公式の組織をつくり，その下で厳しい議論をしながら，財界と知事会とが合同して発信しているということです。提案する内容のレベルの問題も１つですが，それを全体で支えて，実現する時は共同でやっていくところに九州特有のモデルがあるのだろうと思います。北海道は新しい北海道道州モデルをつくり，一知事の下で国と一緒にやっています。広島県は，これからお話しする機会があると思いますが，非常に緻密であり，市町村と県の関係は権限移譲が非常に進んでおります。合併も進んでおります。従って，我々が学ぶところは多く，また，相当取り入れていかざるを得ないところはあると思います。しかし，これはどうしても県のレベルです。我々は九州全体７県で，しかも経済団体を交えてやっていこうということで，おそらくモデル・イン・九州はそこが特徴かと思っています。

それでは，パワーポイントで話をいたします。私も６０代半ばですが，ちょうど１０年ぐらい前から巨大なＩＴ革命がありました。その頃に学部長や副学長をしてましたので秘書や院生にまかせて，なかなかこういう技術を自分で習得する機会がなかったのです。たまたま退職し，学長就任まで１年間，年金生活をしており，再就職のために一所懸命パワーポイントを自分で学びました。ここで発表するのは，ほぼ１００％私がつくっております。年のわりにはうまいと私は思っておりますが，まずければ年のせいだということでお許し下さい。この世代は大体ＩＴ革命に乗り遅れて，部下に指示するということですが，何しろ部下がいない，大変幸せな時期がありました。

パワーポイントは２８枚あります。皆さんのところにはコストの関係で白黒で裏表７枚になっています。Ⅳは，これからのディスカッションに対する問題提起ということで。一体どうなるのだとか，話は話として面白いが，今の政治状況の中でできるのだろうかと，最大の関心はここにあると思いますが，私は政治家ではありません。あるいは行政の長でもございませんので，問題提起として次に渡したいと思っておりますので，中身は３つであります。

Ⅰ　わが国における道州制の検討状況

私の課題は，どちらかというと道州制の九州モデルの検討状況ということですが，これも広島モデルがありますのでかなり重複します。従いましてⅠは，道州制について今まであまり考えたことがなかった人に，今，日本の道州制はどういう検討状況になっているかということを，ごく簡単に話します。それから，ＥＵ諸国は日本に先立ち，非常に似た動きをしております。イギリス，フランス，イタリアと日本が今やっていることは，推進力はどこが違って，どういう形態になっているのか。私が昨年の夏に，第二次の検討委員長になり，どうしてもＥＵ，欧米の動きを参考にしながらやっていきたいと考えました。日本が飛び離れた動きをしているのか，遅れているのか，あるいは独自の動きなのかということを短期間に，半年ぐらいかけて研究会で検討し，特徴を整理しました。これは少し参考になるかと思います。そして，九州の動きの話をさせていただきたい。３５分までということです。私の講演は時間を守ることが最大の高い評価を受けておりますので，３０分ちょっとでやめたいと思っています。

それでは，「わが国における道州制の検討状況」。これは誰が話しても同じ内容ですが，おさらいしたいと思っております。法律として具体的に実施を迫られている動きと中央政府の答申，知事会や経済団体の動きは２１世紀を境に，わずか７～８年ですが，かなりはっきりした動きが出ております。そして，それに合わせて九州では独自に動いています。

昨年末に広島県の方からいろいろ説明をいただき，膨大な資料をいただきました。そして，今日の講演会がありますので早くレジュメを出してくれということで，１月早々につくりましてお送りしました。その後，膨大な資料をゆっくり読ませていただきましたので，ひょっとすると大変失礼なことをしたということで，慌てて一番右側の「２００４年１１月」というところに「広島県分権推進審議会答申」を書き入れました。皆さんのところには書いてありません。これでいきますと，全国的な動きと九州の動きと広島県の動きが時代的によくわかります。地方からの発信では広島県は最先進地域だということで，皆さんはかなり自信を持つべきだし，我々もその内容をこれからどんどん取り入れていきたいと思っています。

基本的には，１つは，ベースは地方分権という動きであります。その一番大きな合併特例法は，いわゆる平成の大合併を推進するために１９９９年７月にできました。２００５年に切れるので，２００５年に新合併特例法で基本的な精神をあと５年延長し，各都道府県で合併が進んでおります。それぞれの知事さんの姿勢もあって，結果的に合併は広島県が最も進んでいます。中国地方は，全体的に合併が進んでおります。

これはいろいろな背景があると思いますが，道州制はこれがベースになります。後で話をいたしますが，権限を身近な団体にできるだけ移譲するという「補完性の原理」が地方自治の原則であります。補完性の原理の時に，最も身近なものを十分にこなせるだけの行財政能力を身につけなければということで，合併が進んでいることが道州制全体のベースであります。日本全体を見ますとなかなか進んでいないということで，九州７県で道州制を議論しておりますが，そこの議論に私が突っ込むと「まあやめてくれ」と言うところがないことはない。大分県と長崎県が非常に進んでいますが，それ以外の幾つかの県は全国平均を相当下回ります。そういう点では中国地方，特に広島県は道州制を声高に話せるだけのベース，しかも合併と同時に権限移譲が進んでいます。

その一方で，合併の流れがひたひたとあり，２００５年で閉まるところをあと５年延長して，

引き続き基礎自治体の強化という流れが進んでおります。２０１０年３月までになっております。それと同時に地方分権一括法ということで，知事会あるいは市町村長会という地方自治のほうからかなり強く突き上げ，いわゆる機関委任事務という，本来は国がやるべき仕事を相当程度，都道府県に依存した，こういう上下関係を法的に改め，はっきりと「国と地方の関係は上下ではない。対等である」ということを出したのが地方分権一括法であります。さらに２００６年には地方分権改革推進法ということで，より一層強めています。

そして，評価は非常に分かれておりますが，補助金よりも税源移譲ということで三位一体改革が２００４年に行われました。補助金をつけて国の意思でいろいろな事業をするのではなく，もともと財源そのものが地方から国税その他で吸収されていたものを，初めから税源を自治体にということで実施したのですが，結果的に収入が相当減ってしまう。従って，評価はばらばらです。お金の話をすると失敗，権限の話をすると，かなり大きなものを勝ち取ったという評価になりますが，この三位一体改革が進んでおります。これが，いってみれば１つの大きな流れかと思います。

それと同時に大変面白いことに，これを支えようとするのが一方で知事会であり，市長会であり，町村長会であるということですが，他方で経済団体が道州制・分権について非常に力を入れております。後で話しますが，経団連が昨年の７月に提言を出しました。提言を出すということは，提言を出す２年前ぐらいから，かなりの議論が表に出てくるということです。それから，全国知事会が２００７年に「道州制に関する基本的考え方」と，内閣府が道州制ビジョン懇話会，これも現在引き続き議論が進んでおります。２００７年になりましてから，いわゆる道州制に絡む答申が一気に出ました。それまでは市町村合併や地方分権がベースでしたが，２００７年から道州制ということが表面に出てくるという流れかと思います。

九州も，この流れと全く軌を一にしてこういう動きがございます。もともと内容的に仕掛けているのは２００４年１月の広島県の分権推進計画です。これに基づいて一方で合併が進み，一方で権限を市町村に持っていくということを，県レベルで全国発信しながら足元をかためている。九州は，その話は違った方向で動いておりまして，足元で実施するというよりも，九州全体にいきなりテーブルについてもらう。九州地域戦略会議という，いかにも民間団体のようですが，（沖縄県，山口県を含む）９県知事や経済団体，商工会議所連合，経済連合会，経営者協会が同じテーブルにつき，まず九州全体の観光を推進するという九州観光推進機構を皆が金を出し合ってつくり，九州全体にアジアからの観光客を取り入れる連携作戦を進めております。

２番目の大きな仕事は道州制検討委員会という，賛否よりも先に中身を議論しようということで，しかも，すべての団体が同じテーブルでやろうという。広島県が内容中心に対して，九州は政治的なまとまり中心，内容はその後ということで，第１次道州制検討委員会が０６年に提言をだしました。道州制という全国的な大きな流れと一緒にやっていく。あるいは先行して推進していくことにつきまして，７県で合意に達しております。その間，知事が替わったりして，特に宮崎県知事も替わっておりますが，大きくそれを外すような方向ではなく，むしろ一緒にやっていく方向で進めております。そして，国の考え方がいろいろ出てきたり，広島の考えが出てきたり，これを受け止めながら，九州としてもう少し税財政その他を詰めていこうということで，第二次道州制検討委員会を昨年７月につくりました。

私は今までの流れに乗っておりませんでしたが，いきなり第二次の委員長をやってくれとい

うことで，面白そうなので引き受けました。私は地方財政学者でもありませんし政治学者でもございません。どちらかというと地域経済ということで，櫟本先生と一緒に国の国土政策づくりをやっておりましたが，当然その中で行政体のあり方は私の関心にありましたので，やってみようかということで今，進めております。今日は，その話を中心にしたいと思っております。

あまり新しいところではありませんので丁寧に時間を使うつもりはありませんが，後でＥＵの動きを参考にしながら，この話を聞いていただければと思います。第２８次地方制度調査会。２８次とは，いつから始まったか。戦後，地方制度調査会が発足してからです。いろいろなことをやってきました。２７次あたりから２８次，２９次と，道州制にかなりコミットした答申が政府の正式機関で進めています。「道州制のあり方に関する答申について」は昨年の２月ですから，ちょうど１年前に初めてはっきりとした路線を出してまいりました。

１，都道府県はなくする。道州を置き，市町村と２つで地方公共団体，地方自治体を考えていく。２，その結果，都道府県の事務はできるだけ市町村に移していく。国の事務，特に地方支分局の事務プラスアルファは道州に移譲する。３，これはヨーロッパといろいろな形で比較しますが，議会・首長は直接公選であるということで，いわゆる自治という言葉が市民に支えられたことで，行政単位としてのまとまりだけではないということです。４，区割りがいろいろあります。新聞はすぐここに関心を集中しますが，区割り議論をやればやるほど進まないことになります。州都の話と区割りの話をすると道州制の本質の議論が全く進まなくなると私は思っています。何のためにやるか，原則をしっかりしないとまずいと思います。５，同時移行する。これも今後の重要な課題です。「先行もあり」という非常に微妙な表現です。国家のあり方を議論するのに，整ったところからいくかというのは，一国二制度を前提に許容するかどうか。これも結構大きなこれからの課題かと思っています。４と５が必ずしも全国的に一致しているわけではありません。そしてもう１つ，６が税体系。

４，５，６は，詰めれば詰めるほど，この路線が分裂する可能性を持ちながら，しかし移行するには，どうしてもここをはっきりさせなくてはならない。それ以外の１，２，３に，おそらく大きな異論はないだろうと思います。

これは全国知事会も同じように。赤いところはキーワードで覚えておいてください。二層制である。それから，国が決めて地方が下請けをするのではなく，すべて地方が企画から実施までやる。そして，それは中央の統治機構再編にかかわる。単に地方分権で少しずつ権限を移すという話ではない。区割りのことは６番目に入っております。地方制度調査会と道州制，そして広島の見解が全く同じ線で動いております。

経団連の方針も，国，道州，基礎自治体をベースにしています。そして，具体的にどういう行政を国がやり，道州がやり，市町村がやるかを列挙しています。わかりやすく言うと，インフラ整備や産業振興などは道州がやり，福祉・医療・介護，消防など安全・安心にかかわるところは市町村がやる。国は外交，防衛，一般的ないわゆる経済の基準などです。要するに，国際競争力，国の存立にかかわることは国がやり，それ以外，経済的なことは主として道州がやり，生活に直結するものは自治体がやる。できるだけ生活に身近なものは基礎自治体あるいはコミュニティーがやりながら，やり切れないところ，全体については道州が補完していくというので，もともと地方自治の原則で，「補完性の原則」，「近接性の原則」と言っています。これを改めて強調している。そして，統治機構を見直すという見解が出ています。

従って,知事会,政府の関係答申,そして財界が今,区割りや税体系など細かいところを別にすれば全く同じ路線で動いています。

Ⅱ　ＥＵ諸国における地方分権化の動き

我々が研究したＥＵ諸国の地方分権の動きについて。日本がどうなのか,こういう総括表をつくりました。イギリス,フランス,イタリアは単一国家といいます。これに対して連邦制は州自体が国の権限を持っている。法律を整備できる。三権分立の中で行政だけではなく,裁判も法律制定権も持っている。アメリカ,カナダ,ドイツなどです。単一国家は,立法権や司法権を国が持ちながら,行政の単位として地方が持っているのが単一国家における地方分権といいます。

第一層,市町村,基礎自治体。第二層,広域自治体。県レベルです。第三層がブロックレベルとして,そういうマトリックスでフランス,イタリア,イギリスの３カ国に整理しています。これらの国での地方分権の動きが２１世紀に入って同時に起こっています。日本だけの特異現象ではありませんで,世界の流れと言うと語弊がありますが,先進国の流れとして明らかに地方分権を進めています。

憲法改正によって地方自治を獲得するような地方分権の動きというのが,フランスではRegion(レジョン)という広域ブロックがはっきりした自治の単位になる。自治とは,議会を持ち首長を選ぶことです。議会をもたない国の出先機関と異なります。イタリアもRegione(レジョーネ)というところに権限を持たせる。イギリスは一国二制度で,スコットランドとウェールズと北アイルランドだけ議会をつくり自治を認め,それ以外のイングランドは依然として広域自治体が形成されていない。しかし,これらが日本の動きと時間的には全く軌を一にしている。

そして,面白いことにフランスとイタリアは,基礎自治体であるCommune(コミューン)やComune(コムーネ)を一切動かしていません。市町村合併をしていません。そして,Department(デパルトメント),Provincia(プロビンシア)という県も動かしておりません。従って,三層制を取った。これは日本との基本的な違いで,日本は二層制ということで,市町村をどんどん合併して強くしておいて,十分この機能を受け持つようにして都道府県の機能を移し,そして,ここに今度新たにより広域のブロックに自治を与えるという二層制です。フランスとイタリアは昔からあった地域団体を行政レベルで変えないで,せいぜい広域に対しては連合を強めていく。県やプロビンシアをつぶしはしない。三層制にしている。なぜ重複することをやっているかは後で説明します。

ところが,イギリスの場合は,もともとこちらにDistrict(ディストリクト)という市町村レベルの話とCounty(カウンティー)という県に近いレベルとがある。こういう意味では二層制でしたが,日本と非常に似ている。しかし,近年この２つを合体し,Unitary(ユニタリー)という広域自治体をつくりました。しかし,政権が労働党と保守党の間を行ったり来たりするのでやめました。従って,２つが一緒に出ている。他方,スコットランドとウェールズと北アイルランドは１つの分権を確立する。日本で言えば,沖縄と北海道と九州だけ道州制を入れ,本体の本州はあまり変わらないというように,政権によって一貫性のない形で一国二制度をやりました。

従って,見ていると,日本と全く同じものは１つもない。非常に近いイタリア,フランスは,基礎自治体は動かさないでレジョーネだけをつくっている。大変面白い。しかも,自治の中身は三層制か二層制かというのと,新しい広域自治体の議会は市民で選出する直接選挙ですが,首長に

つきましては議院内閣制に近く，議会から選んでくるのがフランスです。イタリアは日本の制度と似ていて，議会と首長とも直接選挙ということです。総務省発か，あるいは地方発で分権を言っていますが，世界的な流れに見事に入っています。

こういうＥＵの動きは一体何なのか，これが日本の分権推進力とだいぶ違う。ＥＵが出来上がりました。そうすると，ＥＵ構造基金というものができて，ＥＵの地域格差是正のために相当の金を各国からＥＵに移して基金を創設します。東ドイツや南イタリアは典型的で北アイルランドも１つですが，後進地域の開発促進のため，格差是正のために，元気なパリやロンドン，あるいは西ドイツの中心部からお金を吸い上げて基金をつくり，構造的困難に直面する地域に支援するシステムができます。

どこに支援するかというと，基本的には国単位ではなく自治体単位。従って，支援を受けるのが，小さければ小さいほど効果がないので，各国は県単位ではなく，あえて広域の受け皿で州をつくっていきます。ここで後進地域とみられたところにどっさりと基金が入ってきます。基金の受け皿をつくるために州をつくるという形を取ります。今，日本はそういうことではありません。自らの地方自治だということで動いていますが，むしろ国の権限をそこに移譲することによって基金の受け皿とする。なかなか訳しにくいですが，“Nomenclature of Territorial Units for Statistics”。要するに，領域の一種の単位といいますか。ですから，統計的な地域単位という感じで理解しています。ＮＵＴＳと向こうでは言われます。ＮＵＴＳをつくるのが分権を推進する力です。

例えばフランスですと，もともとコミューンがあって，その上にデパルトメントがあって，その上に国がありました。ところが，それに，ちょうど中国地方，九州地方，東北地方に匹敵するような，もともと歴史的な地域がありました。わかりやすく言うと，ワインの名前にでてくるような，ブルターニュ，ブルゴーニュ，ラングドック＆ルーション，ロレーヌ，イルドフランスは自治体ではなかったのです。これが権限を持つ。憲法を改正して地方自治体となった。こうしたレジョンが２６もある。日本の東北地方，四国地方，中国地方，九州地方が，誰でもいっていますが，何ら行政体ではなかったのが，きちんと憲法上，１つの自治組織になる。ここの単位でＥＵから基金を受け取るためにつくっています。これを憲法を改正してやる。ＥＵという大きな枠の中では，日本の憲法改正とはだいぶ違う。

イタリアの場合も，レジョーネ＝ＮＵＴＳというランクで同じことをしています。これは例えば，全部で２０ありますが，トスカーナ，ロンバルディア，カンパーニア，シチリアなど，いわゆる昔の封建的な時期の地域的なまとまりです。封建諸侯のまとまりが，今や２１世紀に入って自治体化している。従って，形態的には非常に似ていますが，あくまで，先ほど言いましたようにこれです。構造基金受け入れのために分権化を進めている。国が小さく，国境が低くなり，むしろ日本と韓国の国境の意味が少なくなって，中国地方，九州地方とでは，むしろ韓国の慶尚南道や全羅南道などとほぼ互角になってくる。そういう時代の流れです。

ただ，もう１つイギリスの場合は，イングランドは全くそういう権限を持ちません。イングランドにおける地域とはノースイースト，ノースウエスト，ヨークシャー＆ハンバー，サウスイースト，イーストミッドランドという単位ですが，これに自治を与えておりません。単なる国の出先機関です。ところが，アイルランドとウェールズとスコットランドについては自治を与えておりますし，議会が成立しております。そうすると，沖縄，北海道，九州だけが道州化するのと似て

くる。ただ，向こうは民族問題がありますから，ここを分割しやすいところがあります。日本の場合は，周辺地域から一国二制度をやるかというのは問われる１つの大きな課題なのですが，かなり慎重にこの辺の動きを見なくてはいけないと思っています。

Ⅲ　道州制の九州モデルの検討状況

九州モデルの話に移ります。先ほど言いましたように，中身については広島モデルは非常によくできて，実際にやっておりますので，そういう点では先進地域だとは思っております。

九州地域戦略会議というのがあって，議長が九州経済連合会（九経連）の会長で，副議長が九州知事会長で長崎県知事です。全国知事会長の福岡県知事もおりますし，あの有名な東国原さんも入っています。私も二度ほど握手をする機会がありましたが。知事会議があって九経連があって，そして１年ぐらい議論して第１回の答申をして，もっと詰めていこうというので私が同じような組織メンバーで委員長になりました。多久市長，こちらの柳井市長と同じように全国発信している市長であります。これを先につくってから中身を詰めていこう。これは広島と違います。広島は優秀な事務の部長クラスとサポートする先生がいれば，どんどん深堀りすることができますが，この辺が合意を得ながらやっていきますから，そんなに進捗率はいいわけではありません。

時々，私は出過ぎることがありますので，今日の発言もかなり慎重にしたいと思っている。この組織の一員としてやっていきますので，個人の学会発表より歯切れがよくないかと思います。

第１次委員会報告では，基本的に国の答申と変わりません。二層制，公選は先ほどの流れと同じです。

ということで，もう少し九州らしく詰めようというのが第２次検討委員会です。県の企画部長クラス，総務部長クラスがメインですから一緒にやっていきます。国と道州と市町村の役割分担，それから，税財政制度，そして，九州の将来の姿。これらについて深掘りするのが第２次検討委員会の課題です。おそらく今日のシンポジウムの最大テーマでもありましょうが，一体，道州制にして市民の生活はどう変わるのか。なかなかストンと落ちるものがないので，きちんと分析する必要がある。もっと中身の姿が住民に直結したイメージを出さないと支持を受けない。特に，恵まれた首都圏の支持はほとんど受けないだろう。これが我々の任務で，九州モデルを発信しましょうということです。

全国の流れ，広島の流れを受けながら，やはり分権型社会のスキームをつくる。国と州と市町村。項目羅列はどこでもあります。もう既に２００４年頃からほとんど出ていますが，具体的に細かいところで，例えばこういう政策だったら今，国がこういう権限を持って，県が持って，基礎自治体が持っているけれど，もし出来上がったらどうなるのかという話を関係団体，７県と経済団体に仕事をお願いしました。深掘りと称しています。そして，それぞれの団体で検討し，それをまた集めて調整して３月に路線を出そうということです。今，１次レポートが各団体からあがってきている段階で，整理されている段階ではありませんので，あまり深掘りの中身を言えません。

ただ，それをどうまとめるかというので，これは私がつくりました。大体，府県合併と道州制はどこが違うのかという極めてプリミティブなところでさえわからない方がいる。一般市民，学者の中でもはっきりしない。私は，この４つの原理があるのだろうと思います。１つは分権制の原理，国の統治機構を相当部分，地方に渡す。国と道州で分割しようと。

もう１つは補完性の原理。これは地方自治論で当たり前のことですが，本来，市民に直結する

ものは身近なところで処理する。従って，県の事務はできるだけ市町村に移管する。簡単に言えば，広島県の山陰に近いところでは，いろいろな仕事を広島に来なくてはいけないのが，ほとんどを身近な市役所でできるようにしていこう。これが近接性の原理，または補完性の原理。自治というのはこうなのだと。これは近代の地方自治論の原則ですが，これを実現していこう。日本では県と国が強い，これを市町に移していく。

もう１つは，どこに生まれて暮らしても全く同じ。シビルミニマムといいます。教育にしろ，上下水道にしろ，福祉にしろ，どこで生まれても格差をつくらないというのが，日本の中央集権の最大の理論的バックボーンです。入試が行われておりますが，教育を受けたところによって教科書が全然違ったら，入試でハンディが生じる。センターテストをするのに，育ったところで教科書が全然違ったら駄目ではないかという話になると，教科書も全部，国が画一的に指導するというのが典型的です。そうすると，文部科学省の指導要領に従ったものはよくわかるけれど，いわゆる地元の話，地元の古い話は全くテストの対象にならない。言葉についても教科書は，いわゆる方言はほとんど出さない。身近なところであるほど，本来は方言が文化の中，国語の中に取り入れられていいはずですが，これが近代国家をつくる時に，格差是正という名前で，すべてどこでもやる。これは今，明らかに見直そうということになっています。こういう権限の移譲です。まとめると地域主権の確立です。

それと，中国地方の７００万～８００万の人口で県境があって不便だから，まとめてやったらどうかという一体性の原理があります。県境を撤廃して広域政策をつくろうと。

それから，公務員が多過ぎるとか，同じようなことを，いろいろなことをやっていてどうするのですかとか，道路の整備も県境になるとガクッと違いますのでという話が常に出ています。これは合併すれば解決する話です。しかし，それは権限の移譲問題とは違いますので，私は効率性の原理と表現しています。

論文を読んでいると，さすがに答申は全部入っていますが，人によって，分権の原理を強調している人がいます。ここを強調すると，市民にとっては，所詮国と道州の関係で私は関係ないという話になる。分権の原理を強調すると，政治学や行政学としては受けますが，市民にとっては，どこかの偉いさんの権力闘争だろうぐらいになる。従って，おそらくこの４つのベクトルが一緒にならないと。おそらく知事会あたりは，この辺に非常に興味を持っていますし，経済団体は，一体性の原理や効率性の原理に非常に興味がありそう。税金の無駄遣いだと。それから，ブロック間競争で結構弱いという。しかし，最後の最後のところは，皆さんの事務がすぐ目の前の市役所でほとんど行われますというところまでいって，市町村合併して権限が移譲してという近接性の原理が住民に直接影響してくる。そういう点では，広島県はこれを声高に言っておりますが，これを着実に実施しているというふうに見ていい。我々は理論的にやって，これとこれの違いをわかりながら。都道府県合併というのは，しょせん道州制の部分集合といいますか，同じ輪の中のあるところを実現するのだと考えます。

まず，分権性の原理で説明してみる。例えば道路であれば，高速道路が今，民営化し，国は新直轄で１００％税金でやろうとしている。新設・維持，国が４分の３，県が４分の１ですが，これはすべて道州でやりましょうというふうに切り替えていく。一般国道につきましても，すべて道州でやります。広島県になると，県道レベルだと市町村に相当移しています。こういうことを大胆にやっていくということであります。これが分権性の原理です。

次に補完性原理の例は，保育所です。もともと保育所の企画・立案，認可方式という最低基準を全部国が一律基準して，設置の認可などは県，設置するのが市町村です。つくるものは市町村だけれど，基準そのものは国が作る。これは要するにシビルミニマム。どこで生まれても条件は同じだということから，すべて国がコントロールする。シビルミニマムの思想そのものが今の分権を阻害している。ただ，逆に分権した時にシビルミニマムの思想はどうなるのかというのは，どうしても出てきます。例えば，義務教育の年限を道州で決めた時に，生まれたところの教科書と義務教育と大学進学との条件がどうなるのかということも出てきます。

一体性の原理は別に説明することはありませんが，九州では今，広域地方計画をつくっております。九州全体をどうするのかという話を今年の７月にまとめます。その時，県境は頭から外し，九州像をどうするか。今，中国地方もその話をしています。面白いことに，知事と政令市長と国の出先機関の局長が集まって，あまり長いのは困るのでページ数まで決められていますが案をつくります。従って，それぞれのブロックの内容も基準がありませんから，キーワードは何なのかの競争になっています。どうしても情報が流れますので，私は九州の有識者会議の座長をしていますが，独創性を出そうと思っています。もともと全国総合開発（全総）を２０年ぐらいやって，最後の第五次全国総合開発計画（五全総）は専門委員会の委員長代理として議論に参加した経験をうまく入れながら面白くやっているのです。従って，今や道州制に近い政策形成に入っているところであります。

そして，効率性の原理。これもいくらでもあります。公務員が何名いて，道州制になれば公務員が減るという話ですが，例えば九州で言えばアジア戦略をやっています。戦略として，東アジアの環黄海都市会議を北九州市がやると，福岡市は対抗してアジア太平洋都市サミットをしますし，大分県知事は，またもう１つ知事会議を仕掛けています。九州経済産業局が中国相手と韓国相手で別々の会議をしています。それぞれのトップにとっては自分のパフォーマンスですが，市民にとっては同じことをダブってやっているのではないかと思う。こんなものは簡単に一本化する。それから，九州上海事務所に福岡県，福岡市，北九州市，長崎県，大分県，それぞれ持っています。これは一本化できる。こういうのを探せば，無駄な投資が非常に多いということになります。こういうのも効率性の原理で，コストと効果が相当違うのだろうと思います。

この辺になると異論が出るところですが，しかし，お金をどうするのかという話は最後まで課題となります。従って，今の税体系，法人税や所得税などはほとんど国に入る。そして，資産系が固定資産税，都市計画税で県や市に入る。住民税も県と市に入ってくるという形で，結果的に東京で吸収する部分，国税の部分が非常に多いので，そこで国税を交付税という形で再配分する。従って，「金持ちの親が子どもに配布する」という言葉を政治家の誰かが言って総スカンですが，もともと広島の分工場の生産は，本社のある東京での法人所得として課税されますから，東京で国が吸収したといっても，もともとそのベースが地方から移っています。

わかりやすく言えば，皆さんがお子さんを東京の私立大学にやれば，毎年，授業料で１００万円，生活費で１０万円／月を送って１２０万円，２２０万円ずつ送っていますが，それは東京の私大の先生の所得になり，東京のアパートの地主の所得になります。これをまた東京都が税金で豊かとなる。もともと地方が一生懸命，仕送りして，返ってくるものはそんなに多くない。極めて当たり前の話は一切しないでやっています。そうすると税の取り方を変えるしかない。佐賀県知事がチームでつくった例を紹介しました。これは勉強会をするとかなり議論になるとこ

ろで，九州の統一見解ではありませんが，今のところ佐賀県の試算です。

要するに，固定資産税という資産系は市町村で。そして，所得系は共有税と一部は国の税金。法人税，間税，そして法人税の一部は新共有税。共有税というのは国と道州ですから道州連合の共有税ということで，人口に一番比例する消費税，住民税，こういうところを州税にする。要するに，人口当たり平均化する。

そして，試算しました。A州とB州があります。現在の一般財源，地方税（地方で取った財源）と，国がいったん取り上げて地方の支出のためにやった国庫支出金が，これが国が使う部分と。２００５年には大体６９兆円ある。先ほど言った税制で処理していくと，州と市町村で分けていると，もう粗々ですから，５７．２兆円で，先ほどのような共有税は２０兆円で，大体，州で取れるものは７７兆円。今，国庫支出金は６９．１兆円だから８兆円ぐらい増収しますから，これを，最も１人当たりが少ないところから最も多いところまでグラフを描いて積分し，平均のところで線を引いて，飛び出たところを低いところに再配分しようというのが財政調整であります。それを国がやった場合は垂直，お互いに話し合ってやった場合は水平といいます。垂直の場合は，最後，配分率を決めるのは国ですが，水平の場合は合議制ですから，これができるかどうかは極めて面白い議論になります。

それでやってみると，やはり南関東，中部，関西は平均よりも相当上回って取り，北関東，九州は，ほぼとんとん。北海道，東北，中四国は平均よりも相当……。人口１人当たりです。面積調整しますと，もっと厳しくなると思います。そういう形でやってくると，幾つか試算が出ています。おそらくこの辺の合意が最後の論争になると思います。

Ⅳ　今後の展望－道州制実現へのプロセス

そろそろまとめです。一体，今後の展望は何か。１つは，一体，市民にとって何の意味があるのかという問題。もう１つは，いつできるのか，本当にできるのか。今日来られた方も，本当にそんなことはあるのかと考えている人もいる。こんなに複雑な政治状況で，これを中心のスローガンにしている政党があるような，ないような。政治家も，いるような，いないような。ところが，地方のほうがハッスルしてやっている。

この２つは国です。国は，はっきりと国の機関で出しております。しかし，国といっても，内閣府管轄，総務省管轄，国土交通省管轄，それぞれインデペンデントですから，しょせん内閣府が勝手にやっていると知らん顔していることもできます。財務省や文部科学省など，あまり関係なさそうな顔をしているところがありますから，これを国が決めたとは言えない。しかし，国の地方自治に関して所轄のところは，はっきりと路線を出しています。

そして，これが全国組織。１つは知事のほうです。道州制についてはかなりずれがありますが，大きな流れについてははっきり出している。それから，ここを含めてあらゆる主力経済団体も出している。経済の場合はマクロ経済をどうコントロールするかですから，市民生活がどうなるかはなかなか見えないところが出てきますが，マクロ経済を合理的にやるには分権型だと。

そして，広島県分権計画推進委員会の広島モデルというのは，もう既に２００４年にありました。そして今度は，内容は別にしまして，かなりの団体で九州モデルをつくる。

地方の動き，全国の動き，そして政府の動きと，これだけ出ていまして，先ほど言いました区割りの問題と税財源の問題でまだ一致しませんが，中身，二層制の問題その他は大体一致している。

あとどうするのか。HOP(ホップ)段階というのは地方分権化。合併がなければ,分権制は絵に描いた餅になります。市町村にそれだけの行政能力がなければというところでありますが,それをHOPにしますと,大体これは２０世紀末から２１世紀のほんの５年ぐらいで進んでいる。

そして,２００７年から,いきなりこれが一斉に花を出しています。基本方針において世論は大きくずれていません。ただ,これから詰めていくと,税財政問題から行政配分問題から,本当に難しいところにかからなくてはいけない。これは非常に大きな仕事ですが,STEP段階だと。推進力はこういうのがある。

そして,最後にJUMPするという,ここがなかなか難しい。１つは先ほど言いました。国民にとってどういう意味があるのかを,かなりはっきりと提示しなければなりません。マスコミはほとんどキャンペーンは張っておりませんで,なかなか国民運動には転化しない。それは先ほど言いましたように,マクロの話はよくわかるけれども,市民にとって何なのか,そんなに急ぐことなのかというところが,もうひとつ落ちないと火はつかない。

それから,もう１つ。大体こういう講演会でも,総務省系や内閣府系など,要するに東京が地方分権を語るという,パラドックスをやっている。勝海舟が維新改革を語るようなもので,かなりいい線をいっていますが,推進力がそれではなかなか強まらない。本来,北海道,東北,中・四国,九州は,わが身のこととして提案し,その運動と理論が結びついて初めて流れが変えられるところがあるので,今回の私も,こういうところに出てきて「再び西南日本から変革を」と話しています。要するに,かつての薩長土肥連合に近い状況。申し訳ありませんが,私は東北日本出身であります。新潟出身で,最後,鹿児島につぶされた地方「東北列藩同盟」系であります。それは別にしまして,「再び西南日本から変革を」ということと「地方が国を包囲」。この辺をしっかりやらないと,いつまでも東京の関係者。非常に真剣にやっていますが,やはり主体は,本当に追い込まれている地方が,崩壊しつつあるところを道州制が解決するのかというところを明確に出さない限りはJUMPにならないと思います。ここまでSTEPが来れば,JUMPのタイミングを失すると,これもそのままこうなりますので,おそらく２０１０年や２０１５年ぐらいの間でこれが動かないと,これはひとしきりの祭りで終わってしまうかと思います。

ちょうど時間がまいりましたので,これは全部,次のディスカッションにお願いして。どうもありがとうございました。

パネルディスカッション
道州制導入の意義　～「多極・分権型」の国土形成を目指して～

コーディネーター：(社)中国地方総合研究センター理事長　櫟本　功氏
パネリスト　　：北九州市立大学学長　矢田　俊文氏
　　：山口県柳井市長(道州制ビジョン懇談会委員)　河内山　哲朗氏
　　：中国経済連合会会長(道州制ビジョン懇談会道州制協議会メンバー)　福田　督氏
　　：四国経済連合会常任理事　三木　義久氏

櫟本　氏



櫟本でございます。ただ今は矢田先生から，非常にわかりよく，しかも全般に渡り，かつ外国の例も含めて大変いいお話を賜り，改めて道州制に，あるいは分権化に対して目を開かれたような気がいたしております。大変ありがとうございます。

さて，その矢田先生のお話を受けまして，当中国地方，広島の場で，それをさらに深めていくということでございます。全国の道州制あるいは分権化のお話，それから九州のお話を賜りましたので，広島県の状況につきまして私のほうからお話を申し上げ，全国，九州，広島，それから後に四国の方のお話を賜りますから，わが国の西南地方の話がこれで全部おわかりいただけるかなと思っているところでございます。

実は広島県は，県庁さんを中心に，分権化や道州制に関して大変高い意識をお持ちで，県議会や産業界を含め，いろいろ審議をされてまいりました。広島県だけではございません。中国地方全体がそういうムードにございまして，中国地方５県の中でも，道州制に関して一番先に審議会等を県でおやりになりましたのは岡山県ではなかったかと思いますが，その明くる年ぐらいに広島県が審議会をつくり，発表されましたのが平成１６年１１月でございます。これを「広島県の分権改革の推進に関する答申」ということで，知事さんに答申を申し上げたところでございます。

平成１６年といいますのは，国で申しますと先ほどの矢田先生の話にありましたように，国は平成１８年に第２８次地方制度調査会で，道州制へという国の意思をかなりはっきりさせられたわけでありますが，それにさかのぼること２年前であります。国の２８次の答申以前に出したものとして多少ご評価いただけるのかなと，自負しております。

分権改革推進審議会の答申は，福田会長の前の会長でいらっしゃいます，中国経済連合会の髙須会長が会長をなさっておまとめになりました。委員は全部で２４名です。ただ，２４名で議論しますと議論がなかなかかみ合いませんので，その中の１５名が相集まって小委員会をつくりました。小委員会で事務局の方々とともに侃々諤々と練り上げたものが，_須会長の親委員会で承認されて答申になったということであります。小委員会の取りまとめを私がさせていただきました。

この答申と，国が出しました２８次の答申。先ほど矢田先生からお褒めいただきましたが，精神的に全く同じ内容でございます。同じ内容のものを国よりも私どものほうが先につくったということですから，現在，国で行われております議論の先駆けを広島がやったと自負しており，これも矢田先生が何度もおっしゃった広島モデルということで，高くご評価いただいているところでございます。

今回のこのパネル討論会もございますので，もう一度，私も第２８次地方制度調査会の答申と私どもがつくりました広島県の答申を見比べ，読み直してみましたが，精神的には全く同じであります。ただし，全国の区割りをどういうふうに地図上で落とすか，そんな話は我々はしておりません。そういうことで，私どもの広島県は結構早々と，道州制なり分権改革に関する議論の源的な存在になっていると自負しているところです。

広島県の答申を出しましてから２年後に国の２８次の答申が出たのでありますが，その後はこれをもとに，例えば広島県内の市町村合併が随分進んでまいります。市町村合併は進めばいいというものではもちろんないですが，合併の仕方が４７都道府県中最大です。全国で市町村合併が進みましたが，平均して，市町村の減少率が４４．７％ほど。もともとあった市町村が合併の結果，半分くらいになりました。でも，広島県の場合は７３．３％で，７割以上の市町村が合併してなくなって，図体も大きくなりますし，質も高くなりますし，まさに住民に近いところの仕事は住民に近い基礎自治体，市町村でやれるという規模に，広島県の場合はなったかと思っているところであります。

そういう意味では，合併の進めようにしましても，その後の県民の皆様方に対するＰＲにしましても，広島県は積極的に対応されております。

このシンポジウムは県の主催でございますが，一昨年，去年，今回という形で３回目でございます。そして，広島県は広島大学と一緒になり，一般市民を対象に，地方分権懇話会のような形での講演会を同時にやっておられます。それから，県ではございませんが，県もサポートなさいまして，福田会長がおられます中国経済連合会主催の道州制のシンポジウム等々もおやりになっております。そういう意味では，中国地方，特に広島は，道州制なり分権改革に関して，県あるいは民間も含め，全国の中でも最先端を走っている地域だろうと思っております。

今日も拝見いたしますと，随分たくさんの方々がいらっしゃり，満杯の状況でございますが，これも広島県の方々が，これから私どもの地域を，さあどうしようかと。どうしたら私どもの子どもや孫たちに，いい地域を残していけるのかということに対して，大変なご関心をいただいているからだろうと思っているところでございます。

今日は幸いなことに，素晴らしい識者をお呼び申し上げております。こちらにお２人いらっしゃいますが，道州制担当大臣の下で会議をなさっています道州制ビジョン懇談会のメンバーが河内山市長さん，福田会長さんです。このお２人に中央でのご意見もお聞きし，それに対するご批判も聞きたいと思っております。

言うまでもございません。道州制や地方分権の最大の目的は，地域住民に，いかに素晴らしい幸福な状況になっていただくか。そのためには行政サービスをいかにしっかりやっていただくかという，まさに地域住民の幸福に一番の主眼があるわけであります。そのための市町村合併であり道州制ですから，その中心であります基礎自治体の長でございます河内山さんからお話を賜ります。

お話の順番は，この並びの通りです。では，河内山市長さん，お願いいたします。

河内山　氏

ただ今ご紹介いただきました，柳井市長の河内山でございます。福田会長も私も内閣府の道州制ビジョン懇談会や，あるいは会長も協議会の委員さんとして，ずっと会議に参加させていただいております。もう既に１４回議論をいたしまして，来月初めに１回，それから３月の初めには中間報告を取りまとめようという，ビジョン懇談会の流れになっております。

もともとはといいますか，安倍内閣が発足し，安倍総理は大変残念なお辞めになり方をしましたが，私も同じ年に選挙で選ばれたこともあり，大変仲良くさせていただいておりました。参議

院選挙が終わった後ほどの危機感はありませんでしたが，三位一体改革やいろいろなこともあったり，あるいは小泉改革の陰の部分もありましたから，安倍総理としましては，何とか地域が元気になる方策も講じなければならないという強い意識は政権発足の時にありました。それで，「道州制のことを本気でやってみようと思うんだけれど」というのは随分，政権ができる前から私は聞いたことがあります。私は実はその時は，安倍晋三さんに「道州制よりも分権のほうが」と言った手前あまり偉そうなことは言えないですが，お話をした覚えがございます。



今，渡辺大臣のお話がありました。実は道州制担当大臣に佐田大臣が任命され，この方も不幸な辞め方をされて，それから渡辺さんが大臣になり，今は増田総務大臣が道州制担当大臣を兼務されております。担当大臣を置いて，担当する大臣の下に一定の組織をつくり，政府としては，道州制とは一体どんなものだろうかというようなビジョンを，３年がかりぐらいでこしらえていくというのが当初のタイムスケジュールだったと思いますが，とにかく少し加速して，１年間ぐらいで中間報告をしようというのが今の時点でございます。

道州制が，ある意味では安倍前総理の気持ちがありますように，地方を何とかしようと思ったという中央政界の思いは間違いないですが，道州制に対するイメージは，ビジョン懇談会の中の委員さんでも，これはある方の造語ですが，道州異夢なところがあり，いろいろとあります。これは先ほど矢田先生がお話しになったことに関係するのですが，我々，地方自治体の関係者からすると，合併が進んだ後の都道府県を，いかに考えるかというのが非常に強い意識としてあります。後ほど少し申し上げます。それから，財政のことを一生懸命考えられる方は，財政の効率化を進めるためには，二重行政，三重行政になっている国家の構造を改めて財政を効率化し，財政健全化に少しでも資するような構造改革になるように，道州制をイメージされている方もたくさんおいでになると思います。それから，経済界の方々は，日本の国際競争力を高めていかなければならないけれども，今の県という単位，地方支分部局という枠組みでは，地域開発をはじめとする経済的な競争力を高めていくには力不足であったり，ふさわしくないのではないかというイメージをお持ちの方もたくさんおいでになります。そういうことで，様々な考え方，あるいは期待が道州制に対してはあります。それから，一般的に日頃生活されている方にとっては，これはこれからの大きな課題ですが，道州制が始まろうが始まるまいが，何が一体全体変わるのか，なかなかピンとこないというのが今の状況ではあろうと思います。

いずれにしましても十数回議論をしてきまして，道州というものは，１つには大方の委員さんは，これは基礎自治体を中心とするところの地域主権という言い方もあれば，分権型国家という言い方もありますが，そのことを阻害しない。あるいは，そのことに資するような制度であるべきだということについては，大体，異論がなくなったような気がします。しかしながら，具体的にどこがどう変わるのかというのは，そう専門家ばかりが議論しているわけではありませんので，まだまだ曖昧模糊としている。これからいよいよ中身を論点を整理し，大体今，議論している道州制とはこんなものなのだというのが，３月ぐらいには中間報告で示されるという段階でございます。

私も一委員ですので，全体像をあまり話すわけにはいきませんが，少なくとも基礎自治体から見ますと，広島県も合併が進み，山口県も合併が進み，全国各地で合併が進んだところで，広島県主催のシンポジウムで失礼ですが，県というのが，ある意味では邪魔者になりつつある。一方で

は，広域自治体にはもっと頑張ってほしいものがある。これが基礎自治体から見た今の都道府県と市町村の関係。それから，国と地方の関係で言うと，まあまあもうこの時代に霞ケ関で全部物事を決めなければならないという状況ではなく，地域の実情に応じて中国地方なら中国地方，九州なら九州でスピーディーに，なおかつ，先ほど方言の話もありましたが，自分たちのもともとの伝統文化も踏まえた形で地域を開発したり地域の文化を高めたりするほうが，いい地域になるのではないかということも，だんだんはっきりしてきたということではないかと思います。

具体的な事例を言いますと，広島県は，もうそうではなくなったかもしれませんが，例えば，まちの景観を良くしようというのは景観法ができて，景観行政が今からかなり本格的に進むような時代になりましたが，屋外広告物の規制は看板の規制でさえ，まだ都道府県知事の権限です。今，権限の移譲がどんどん進み，わが柳井市でも，やっと今度の４月から，屋外広告物の規制は市長の権限に移譲してもらうことになりましたが，いってみれば身近な行政がやるべきそういう仕事。それから都市計画の仕事です。いまだに柳井市の都市計画審議会を開いて都市計画の決定をしたものを，知事の諮問に応じて県の都市計画審議会でもう一回議論するのは二重行政。さらには農地の問題等々も，今度はこれに知事さんだけではなく，農政局長までがかかわってくるのは二重行政，三重行政。これが果たして今の時代にふさわしいか。そういう点では，強くなったり大きくなった市や町や村にとってみると，もはや県の権限ではないだろうというものを，いったん整理しなければならない。

一方では，中山間地域の開発や，流域ごとの山から海までの一体的な，特に林務行政というか，山の行政のような，なかなか非効率な部分をうまくやろうと思うと，これはやはりもう少し大きく捉まえたほうがいいのではないか。あるいは空港をどうするかとか，高速ネットワークをどうするか。これは県のレベルを超えていますから，そういう意味では県ではなく大きなところがやるべきだ。そして，身近なことは市町村でやるべきだ。これがまさに今，道州制を地方自治体から見て，基礎自治体から見ると，そうではないかという論点だというふうに，そんな議論をしている状況でございます。

櫟本　氏

ありがとうございます。権限を上から下へ下ろす場合に，現行での県の権限を市町村に下ろすのと，国の権限を県あるいは市町村に下ろすという２種類があるかと思います。今日は最初に河内山さんが，県の権限を下ろすという話をなさいました。広島県の実情につきましては後ほど，またお知らせ申し上げます。

それでは２番目に福田会長さん，お願いいたします。

福田　氏

河内山市長さんにポイントを突いて話していただきましたので，私はその残りの部分に少し触れさせていただきます。ダブるところもあるかもわかりませんが，　東京を中心とした首都圏の一極集中が続いておるわけでございます。そこから生み出される富が地方にきちんと回され地方が潤うならばともかく，現実は全くそうなってないわけでございます。国と地方の膨大な財政赤字のために，国から配分される地方交付税は大幅に削減され，地方はますます疲弊してきていることは，皆さんにご案内の通りであろうかと思います。そして，頼りとする，あるいは肝心の東京も，人口は増えてはおりますが，年齢構成で見た場合，最近，生産年齢人口の割合は減ってきており，将来的には社会保障負担が増大するなど，東京がこのまま成長し続けるとは思えません。従いまして，国全体の活力確保の観点から申しますと，わが国としましては，早いうちから地方を活性化していく施策を考えていかなければならない。その有効な手段として道州制があると

思っております。もちろん道州制の前提として，東京一極集中をもたらしたと言われる中央集権体制を改め，分権型社会を構築する必要があります。



経済界として見ました場合，県の区域を越える産業政策の必要性について触れますと，地域ブロックがブロック間競争に打ち勝ち経済的自立を図っていくためには，広域自治体，つまり州政府といたしまして，選択と集中により，地域として特徴のある産業クラスターを育てていくなどの政策が必要だろうと思っています。産業政策につきましては「国単位で行うには大き過ぎ，県単位では小さ過ぎる」とよく言われます。例えば，ブロック内のすべての県が，エレクトロニクス産業あるいはバイオ産業に対して県ごとに補助金を使って育成しているとします。そういった場合，各県の政策には当然，温度差等がございますので，各県がばらばらで行うよりも州政府として一元的に育成していったほうが，より効果的であろうかと思います。

また，港湾や空港などのインフラにつきましても，現在のように各県ごとに港や空港を抱えるよりも，地域ブロックとして１つないし２つ，神戸港のような大きな港，あるいは関西空港のように国際貨物線を飛ばせる空港に整備拡充できれば，物流コストが下がるのはもちろん，中国地域での生産物を海外向けに出荷する場合，中国地域内でそれが完結できるようになります。

現状を申します。コンテナで例を取りますと，平成５年では，中国地方で生産されました製品は，わずか１０％しか中国域内から船で出ていかない。残りの９０％は，わざわざ神戸や九州に運び，そこから出していました。それから１０年経ち，それではいけないということで頑張ったのは頑張ったのですが，１５年時点では５３％。まだまだ，８０％，９０％というよその地域にはほど遠いのでございますが，中国地域内でも，こういったものが完結できる。そのほうが，物流コストは下がり，効率化が図れると考えています。そのために，港や空港までのアクセスは整備していかなければならない。これは，おそらく州政府の仕事になるのではないかと思っています。

このように広域自治体としてスケールメリットを生かしていけば，行政コストを低減でき，州税の軽減化によるメリットを，すべての企業が享受できるようになるのではないかと思っております。

先ほど河内山さんから道州制ビジョン懇談会全体のスケジュールが披露されましたが，今，中間取りまとめという格好でまとめておるところでございます。地方のいろいろな声は相当出尽くしたかなという感じがしております。

少しここで話がそれますが，私が懇談会に行くとき，羽田で降り，東京の都心に近づいていくわけですが，東京にまいるたびに，街の変貌ぶりがすさまじく，１カ月ないし２カ月に一度の上京でも，その都度街が変わっている。立派になっているのに驚かされるわけです。これが日本の都市かと見まがうばかりですが，都心が近づくにつれ，単細胞なのかどうか知りませんが，いつも２つの相反する思いが頭をよぎります。

１つは，「きっとこのまちに住んだり働いている人々にとって，東京という街は満足至極だろうな。居心地がいいだろうな。」しかも，自分たちが日本をリードし支えていると信じ込んでおられるのだろうと思います。もう１つは，「しかし，東京という都市空間内にいる限り，日本全体，とりわけ地方の実態，悩み，痛みというものは，ほぼ１００％理解できないな。ましてや，この空間の中から日本の将来を見通すことは不可能に近く，よしんば見通したとしても，それは大いなる錯覚になってしまうのだろうな。こういう人たちに地方の苦悩を訴えても，なかなかわかっても

らえないのではないか」と。この２つの実感を毎回強く味わいながら，道州制ビジョン懇談会の席に着くわけでございます。

ビジョン懇談会には，道州制協議会の委員である私も参加させてもらっておりますが，難を言えば，そこにおられる人たちは，委員の方は別にして，皆地方の代表の方々です。地方の声をいっぱい持っていらっしゃる方が来られ，地方の実情を訴えられる声が十分過ぎるほど噴出していますが，受けて立つ首都圏の人々が全然参加していらっしゃいませんから，地方の声や訴えに対する彼らの反応や意見は伺えないわけです。「地方の痛みの声をそろえても，しょせん一方的な意見だから，なるべく早い段階で利害関係者にもなる首都圏の参加を得て，地方と首都圏で本音での意見をぶつけ合い，かみ合った論点整理を早くしていかなければいけません」と二度ほど提言しましたが，これはまだ実現しておりません。これは私の邪推かもしれませんが，おそらく首都圏にとっては，何もしてくれないほうが，現状維持が一番ハッピーだから，今，地方問題については静観し，沈黙を維持するのが最良の選択肢だと思っておられるのだろうと考えております。

櫟本　氏

なるほどねと思いながら，お聞きしておりました。それでは，三木さんよろしくお願いします。

三木　氏

四国経済連合会の三木でございます。四国経済連合会は四国では一般に四経連と呼ばれておりますので，本日は四経連という言い方で説明させていただきますので，よろしくお願いします。

まず，道州制に対する四経連の取り組み状況を申し上げます。お手元に多分，資料が配布されていると思いますが，「道州制の導入に向けた四経連の取り組み状況」という一枚物がございますので，それも見ながらお聞きいただければと思います。

まず，平成１７年に道州制に関する中間報告を取りまとめ，発表いたしました。その骨子は，「わが国の行政体制として道州制への移行が望ましい。また，その際の行政区域としては，四国４県による四国州が適切」というものであります。なぜ道州制が必要か，なぜ四国州なのかということにつきましては後ほど申し上げます。次いで，平成１８年には道州制に関するアンケート調査を実施いたしました。対象は，自治体として四国４県の市町村長，市町村議会の正副議長，経済界では四国内の経済団体，四経連会員企業のトップでございます。調査内容は幾つかありますが，道州制の導入につきましては約８割が賛成。それから，道州制の区域割は四国州が望ましいとする意見が７割を占めました。我々の考え方と同じような結果が出たわけであります。さらに，昨年８月には，四経連と四国４県の主催で道州制シンポジウムを高松で開催しております。このような取り組みを四経連は行っております。

それでは，なぜ道州制が必要かということにつきまして，四国からの視点で申し上げたいと思います。まず，何よりそれは，東京一極集中を是正しなければならないということであります。人口減少や少子高齢化，財政ひっ迫など，わが国が成長・拡大社会から，成熟社会，制約社会へと変わってしまった中で，なおも東京一極集中が進む限り，地方の疲弊は避けられません。

四国でも人口流出が増加しております。このままでは，四国の人口は２００５年から２０２０年，わずか１５年の間に１０％に当たる４０万人が減少する。高齢化率は２４％が３３％まで急上昇する。これは国の推計であります。私どもは，こういうことに大変強い危機感を抱いておりますが，こういう状況は四国だけでなく，地方共通の問題であります。地方はそもそも製造業や農林水産業などの物づくりをしておりますし，国土の保全で大きな役割を担っております。そうした担い手が地方から減っていくということは，地方の疲弊だけではなく，日本全体の持続的発展もあり得ないと言っていいと思います。



なぜこういうことになっているのかといいますと，中央集権体制の下で，東京にあらゆる機能や権限が集まっているからではないか，このことが一番ではないかと考えております。そこで，道州制導入の最大の意義は，中央集権体制を改め，各地方が特性を生かし，生き生きと自立することのできる地方分権体制を構築する。これにあると思います。現在は自立しようにも，四国各県の自主財源は，地方税ですが，４割しかないという状況です。これも地方から見れば非常に不合理な面も多々あるわけですが，いずれにせよ道州制によって権限移譲，財源移譲を図り，地方のことは地方自らが考えて実行できる仕組みに変えていかなければいけないと思っております。

また，わが国は地震など，自然災害が非常に多い国でありますので，国家リスク分散という意味からも，東京一極集中は早く是正しなければならないと考えております。さらに，道州制は国，道州，基礎自治体が，はっきりと役割分担をしていくことですから，重複行政をなくし，国と地方を通じた効率的な行財政システムを構築する点でも必要性が高まっていると思います。このように道州制は，今後のわが国の持続的発展を図っていくための非常に有効な道ではないかと考えております。

次に，道州の区割りについて申し上げます。なぜ四国州かということですが，その理由としまして，何よりも四国は１つの島であるということです。それから，ご存じように，四国霊場八十八箇所のような，四国が一体となった歴史文化や風土が根づいており，住民が「自分の地域である」という帰属意識を強く持てます。加えて，４県都を結ぶ高速道路網も整備され，実際に四国４県の一体感は確実に増しております。また，四国は小さいのではないかと言われますが，経済規模はＧＤＰで見ますと世界４３位の国，マレーシアやシンガポールのクラスに匹敵いたします。１つの州として十分な大きさを持っていると考えております。

なお，区割りにつきまして中四国州という意見もありますが，四経連としては，それは難しいと考えております。四国州であれば４県都間は概ね２時間以内で行き来できますので，各県施設の共有化や相互利用が可能ですが，これが中四国州９県になりますと，四国と中国の県都間移動は４時間以上になるところが半数以上になります。しかも，陸路は本四２ルートだけという大きな制約があります。そのため，結局は中国，四国それぞれに施設をつくらなければいけないということで，せっかくのエリア拡大による行政効率化効果も期待できないと思います。特に今後，懸念されております大地震の問題や，四国には台風が非常に多いこともあり，こうした危機管理上の点からも問題があると考えております。

中国と四国はもともと気候風土も違い，歴史文化も異なりますので，１つになると，かえってそれぞれの特性が薄れてしまうことになります。それよりも，それぞれが自立した州として個性を発揮し合う。そのほうが，違うもの同士でお互いの交流を活発化させ，中国，四国それぞれの発展につながるのではないかと思っております。

櫟本　氏

ありがとうございます。ただ今の四経連さんの中間報告は平成１７年に出ている。そのお話でしたね。それから２年後の去年，４つの県の方々の四国４県道州制研究会がおありになり，内容は大体同じように拝見しましたが。

三木　氏

四国４県も，道州制について基本的には前向きに皆さん考えているということで，四国４県道州制研究会の最終報告書は部次長クラスがつくりました。もちろん，それをつくることは４県知事合意の下で，県の部次長クラス，行政のプロがつくったわけです。その中で，道州制は地方分権の有力な選択肢であると位置づけ，もし四国州ができた時はこういうことができるという具体的な施策を並べて発表したものです。

櫟本　氏

楽しく，面白く読ませていただきました。どうもありがとうございます。それでは矢田先生，何かご当地の意見に対してコメントがございましたら。

矢田　氏

時間もだいぶ経っていますので，どうぞ飛ばしてください。次に行ってください。

櫟本　氏

それでは，矢田先生には最終的なコメントを最後にいただくことにしまして，これが一応，前段階のお話，楽屋で「道州制はなぜいるのかというお話をしてください」と申し上げた話でございます。

後段階は，どんな道州制にしたらいいのかという話，第二段階のお話をさせていただきます。それから，今日は最後に３０分はフロアの意見をぜひお聞きし，それをパネラーの方々にぶつけ，そしてお答えをいただき，パネラー間の議論があればなお面白いなと思っております。その意味で，最後の３０分を一番大事にしたいと思っております。従って，終わりますのが４時半ですから，４時には第二段階の話は終わりにし，フロアの方々のご意見を賜りたいと思います。その際は，差し支えがなければ，ご所属がありましたならご所属，名前をお名乗りいただければお名乗りなすって，「○○委員さんにお願いします」と言っていただければありがたいと思っております。

それでは，それを楽しみにしながら後半の話ですが，先ほど河内山市長さんから，権限を下ろす。下ろすというのもおかしな話ですが，従来型から言うと，国が上にあり，都道府県が真ん中，市町村が下にあるというイメージを今まで持っていたのが，つい言葉として残っています。１つは，現在ただ今でも，都道府県の権限を基礎自治体である市町村に下ろすという話は非常に重要だというお話を賜りました。

私もそう思い，それでは例えば広島県さんは，どの程度それをおやりになっているのかということで県の方をつつき，資料を出してくださいとお願いして，それでいただきましたのが，皆さん方にもお配りしてあると思います。「市町への権限移譲の取り組みについて」という二枚物です。皆様方，これを開いて，例えば広島県はどの程度，現在ただ今やっているのかをご覧いただきたいと思います。

最初にあります「平成１６年１１月策定の」というのは，先ほど申し上げました，広島県の知事さんに対して私ども分権改革推進審議会が答申した答申案であります。この答申案に，そういうことをやりなさいということが書いてございますので，その計画に定めました事務権限を５年間の期間中，つまり，その明くる年の平成１７年から来年の２１年度までに移譲しますということですが，２，３行飛ばしますと，移譲の進捗状況です。２，４４６事務を移譲する対象にしており，そのうち１９年度までに１，０７５事務は移譲しました。だから，今，広島県の進捗率は４３．９％まで来ております。それを，その次のパラグラフにございますように，移譲年度を１７年度

から２０年度まで見まして，この４月以降，２０年度も含めて６４．３％までしますというもくろみでございます。中身ですが，一番下の欄に旅券であるとか，いろいろございます。これは後でご覧下さい。

１枚開いて見開きにしますと，マトリックスになっております。これは全部出しますと大変な量になりますので一部だけに限り，平成２０年４月から６月の間に移譲する分だけを特に抜き書きしてもらいました。一番左側に区分があり，地域福祉サービス，地域保健サービス云々と書いてございまして，移譲項目があって移譲事務があります。広島市をはじめとして神石高原町まで広島県内の各市町に対し，移譲事務のどの項目がどの程度済んでいるというのが一覧表になっております。

ページ数を減らすために小さな字にしましたので読みにくいかとは思いますが，ご覧いただきますように「既」というのは，もう既にはるか前に。「済みました」というのは計画に従ってもう済みました。黒丸印がこの４月に移譲します。例えば町に対しましては，まだ空いているところが随分ございます。３列目に移譲事務の白丸印がずっとございますが，これを全部数えると８０幾つあります。ご覧頂いて広島県は相当進んでいるということがお分かりだと思います。

こうした権限移譲の状況がそれでは全国の中でどうなのかを調べてびっくりしました。これはインターネットで取りました。都道府県が持っております権限を市町に移譲した数を都道府県順に並べますと，市町村に譲った数が一番多い県が実は広島県です。広島県は市町村に譲った権限が１，２７４。２番目が静岡県で１，０４９。だから，２割方，広島県のほうが２位よりも多いです。３位が北海道ですが１，００５件です。４位が埼玉，次が岩手です。

広島県さんは，先ほど申し上げましたように市町村合併でもナンバーワンです。しかも権限移譲も，私どもの審議会の答申に基づいて着実に進めておられ，実際に権限を移譲された数は４７都道府県中，飛び抜けての１番という状況になっています。

もちろんそれは，これだけ県の権限を一生懸命，基礎自治体に渡し，基礎自治体に近くにおられる住民たちに非常にいいサービスを提供して頂こうという気持ちがあるからです。かつ同時に，それだけの実績を積めば，これから国の権限を現在の都道府県制のままでも，いわんや道州制になれば，もっと地方に持ってくる下地を広島県さんはつくられているんだなという，あるいは，それを主張する根拠をつくられているんだなというふうに感じているところです。

いずれにしましても，自分の地域を褒めるのは恥ずかしいのですが，これは矢田先生も褒めてくださったことですので，それに悪乗りし，ついでにわが県の素晴らしいところも，時には述べさせていただければということで，ご紹介を申し上げたところでございます。

それでは，４時にフロアからの意見を頂きますので，あと３５分しかないですが，また順番に河内山市長さんからお願いいたします。

河内山　氏

今の流れの延長で，道州制はどうあるべきかというお話を申し上げますと，広島県が事務処理の特例条例によって権限を移譲されて，これは優等生だと思います。今日は三次の市長もお越しですが，三次市はほとんど「済」がついています。県の中でもそれぞれまた取り組みは違いますが，こういう取り組みをいち早くされていますので，この次に行われることが国と地方関係で非常に重要であります。

この資料の中にも「制度的制約のある事務等を除く」と，ただし書きが書いてあります。例えば児童福祉に関することで，自立生活援助事業を届け出したり，指揮監督をするとか，あるいは児童扶養手当の認定等を行える。これも非常に大事ですが，子育てを支援し，児童のある意味では幸せにつながる一連のこれに関連する事務事業はたくさんあるわけです。保育があったり，ある

いは虐待をどう防いでいくかなど一連のものがあり，これがまた県の仕事，市町村の仕事，国の仕事と入り乱れているわけです。その上に，国があまりにも事細かに物事を決め過ぎているところがあります。例えば，保育サービスを行う時には給食室は何平米で何を置いてどうしなさいとか，それぞれの事務事業を規律する法律や政令，省令が山ほどあるわけです。

この規律密度をなるべくなくしていきませんと，一連のことがうまくいかないということです。市町村で，いかに自分たちの地域の方々にとっては都合がいいことをやろうと思っても，思った通りできないとか，スピーディーにできないことがたくさんありますので，法律や政令や省令の，まさに地方分権の第二次改革で今議論されているものですが，法令等でどこまで決めていくかという密度をなるべく低くしましょう。できれば，国が法律で大枠を決めても，地域の実情で，条例で上書きする権限も地方政府が持つべきだという議論も，もう既に始まっています。

それからもう１つは，物事を行う時に財源の裏づけで，いまだに補助金や交付金で，例えば義務教育の国庫負担金が２分の１から３分に１になろうと，必ず規制はいろいろな意味で加わってくるわけです。それをなるべくなくしてもいいのではないかという分野がたくさんありますので，お金の面からもさらにもう一段階，分権しなければならない。

そういうふうにして，国の事務事業，県の事務事業を，基礎自治体が生活周りのことで可能な限りスピーディーに，それから地域の実情に応じて，それから自分たちで物事を決めていくというふうにやっていく作業をまずしないと，中途半端な形で道州制が入りますと，今まで例えば三次市長は広島県庁で用事が済んだものが，どこが州都になるかは別としまして，州政府の仕事に持っていかれたのでは良くない。そういう意味では，県の今の事務事業の中で基礎自治体にかかわるところは完全移譲し，その部分については人手も権限も財源も移譲してスカスカになった県をイメージし，それから道州制を組み立てる。それは同時に国と地方の関係で言うと，霞ケ関と例えば山口県や，霞ケ関と広島県の関係でも同じことが言えると思います。

そういう意味では，目指すべき道州は，力強くいろいろな仕事をしてもらわなければいけない部分がたくさんあります。国は国の役割をきちんと果たし，外交や防衛をしっかりやってもらわなければいけないのと同じで，道州には期待をすべき，先ほど福田会長が言われたようなことはたくさんありますから，一生懸命やってもらわなければいけない。しかし，生活周りのことは，もはや州政府に行かなくても大丈夫だというふうな，小さくて筋肉質の道州を目指す。そうすると，州都がどこにあろうとあまり関係なくなると言うとおかしいですが，普通の人に関してはあまり問題がなくなる。そういうことがいいのではないか。

一昨年の秋に私は実は，フランスの州政府は一体どんなものかということで，パリから北に２００キロぐらいのところですが，アミアン大聖堂があるアミアンが州都であるピカルディ州の州政府の事務総長に会って，いろいろとお話を聞きました。例えば，県同士で国鉄のダイヤを改正するのにいがみ合っていたから，これはもう交通体系からして州政府がやるとか，職業教育に関しては州政府がやるということで，個別具体的に，かなり小さいけれども，今まで県でやっていてうまくいかなかった部分を州がやるという形で，合理的な州政府の組み立てをしています。建物的に言うと，古い２００平方メートルぐらいの床面積の事務所が２つぐらいの州政府です。小さくて，まさに筋肉質と言うとおかしいですが，やるべきことはやっている。

従って，あまり最初から。日本人はどうしても，「広島県庁があれぐらいの大きさなら，州政府は少なくともあの３倍ぐらいは」と考えて道州制をイメージしていくと失敗するのではないか。そんな感じがしており，まずは筋肉質で小さな州政府を求めていくことが大事ではないかと思います。

櫟本　氏

ありがとうございます。やはり現場の市長さんでないと，なかなかこういう話はわかりません。ついでながら，こういう問題はどうでしょうか。自然災害があった。自衛隊の応援をお願いしたい。防衛大臣にお願いする。現状は，市長さんが自ら防衛大臣にお願いはできず，県知事を通じてお願いするというメカニズムになっている。ところが，県知事さんは現場にいらっしゃるわけではない。市長さんは現場にいるわけですからダイレクトに防衛大臣にお願いすればいいではないか。こういう権限はどこが持っていますか。国でしょうか。

河内山　氏

今，櫟本先生が言われましたように，現状の仕組みで言うと，災害派遣は県知事が要請することになっています。

櫟本　氏

それを市長がお願いできるように権限移譲をすべきではありませんか。

河内山　氏

当然そうすべきだと思います。今でも様々な制約はあると思いますが，ほぼそれに近いような運用はできるように，阪神・淡路大震災以降の教訓に則ってやっていると思います。

それでも，わかりやすい例で言いますと，昨年９月に柳井市で山火事があり，最終的には自衛隊のチヌークという大型ヘリコプターに来てもらいましたが，県知事からお願いするということですから，現場を最もよく知っている私は１時半ぐらいに県に「自衛隊に出動してもらったほうがいいのではないですか」と言いましたが，結局「面積が〇ヘクタール以上の時にお願いすることになっていますから」ということで，県は４時半ぐらいに自衛隊にお願いしているわけです。そうすると，４時半にお願いされても，熊本からチヌークが来ても飛べないわけです。一晩燃やして翌朝から投入したわけです。

そういうことを考えますと，なるべく身近なところに権限というか，物事を判断して，物事を決められる権限は移譲すべきだというのは，生命・安全の確保ということからすると，先ほど少し例を出しましたが，例えば児童虐待の問題で，児童相談所はいまだに全国都道府県の事務ですが，どういう設置の仕方がいいかは別として，なるべく身近なところで物事を決めて実行できるような仕組みに変えたほうが私はいいと思います。

櫟本　氏

そうですよね。十分焼けなければ要請できないというのではいけませんね。それでは，福田会長さん。

福田　氏

やはり市町村の首長さんになりますと，ご商売だけに挙げられる事例に迫力があるなと思いながら聞いておりました。

経済界としまして目指すべき道州制，あるいはその影響についてお話ししますと，これはもう何といっても目的は，その地域を活性化させるものでなければいけない。これに尽きるような気がします。もちろんご承知のように，道州制はそれを実現するためのツールにすぎないわけでございます。それから，先ほど来，触れておられるように，中央集権体制を徹底的に改めて，地方分権に徹していかなければならないということです。

そのためには国と地方の役割分担を明確にし，全国一律の画一的な政策ではなく，地域の特色を生かして選択と集中による独自施策によって，地域を活性化していくことが大変重要だろうと。とりわけ当中国地域は人口減少が他地域に比べて先行している現状を考えますと，人的資源や既存設備の有効活用の観点からも，行政による産業政策の選択と集中は極めて重要であろうと思います。先ほどの「国と地方の役割分担を明確にし」ということでございます。おそらくこれは大きな争点にはなりますが，先般のビジョン懇談会でも，「まず国の役割を徹底的に絞り込んで議論しようではないか。それを決めれば，あとは地方だ。それは基礎自治体であり道州であり，どちらかが負担すればいい話だから。その中でも住民に直結したサービスは基礎自治体でやればいい」というご意見が出ましたが，それはもっともだと思っております。

それからもう１つは，企業にとって大変なロスとなります県毎の異なった許認可や二重の行政手続きが，一刻も早く是正されなければならない。また，この分権をきっかけとし，国と地方の役割分担のみならず，官と民の役割分担をも見直し，「民にできることは民に」の原則の下，規制の緩和・撤廃を進め，民の活力を最大限に引き出し，結果として行政のスリム化を実現していかなければならない。それによって，これは企業にも当然のことながら，域内の税負担が軽減されていく格好になりますから，域外からの企業進出も活発に行われるであろうと。

それから，同じくグローバル化が進展する中で，企業の国際競争力が増すような道州制を目指すべきだと。特に順調な経済成長を続けております東アジアや近年台頭が著しい北東アジア等，環日本海諸国に地理的・歴史的に非常に近い九州，中国，四国等の西日本地域は，道州制により，これら諸国との関係強化を強く織り込んだ施策や仕組みづくりを実施することができる。それによって地域活性化や国際競争力強化を実現できる。このメリットは随分大きいと思っております。

それからもう１つ，私どもの役割としましては，先ほど櫟本先生からご披露がありましたが，７月に中国地方の５県と主要経済団体の共催を得て開きました道州制シンポジウムで，大変多くの方にお見えいただき熱心に議論していただきましたが，会場からの質問や意見は「地方分権って何」とか「道州制は単なる県同士の合併ではないのか」というもので，基本的なことがまだ理解されていないようでした。

道州制の制度設計自身は国や県といった行政が主体となって行うべきであると理解しておりますが，経済界としましては，制度設計の検討に対する意見は積極的に述べさせてもらい，同時に，国民への啓蒙活動は，しっかりしていかなければいけないと思っています。

特に「道州制になれば役所が遠くなってサービスが低下するから嫌だ」。あるいは，「州都地域だけがメリットを享受し，我々，離隔地にいる者は取り残されるのではないか」といった大いなる誤解は，先ほど来ありますように，自分たちのまちで，むしろ近くでサービスが受けられるようになることや，州都が初めにありきではなく，当地域に最も望ましい道州制の姿を徹底的に議論し描き切った後，最後の最後に州都を決めていく。１００メートル競走で言えば９５メートルまでは，どういう道州制がこの地域にいいのかを議論し，その後，最後の１～２メートルで，州都はここにしようと決めればいいのだと。区割りにつきましても，歴史，経済，つながり等を視野に入れながら，道州制議論の過程で詰められていくべきだと思います。

それから，道州制になる前にインフラ面でイコールフッティングの状態に持っていってくださいというのは国に対してのお願いです。ご承知のように，インフラ部分において，中国地方は他のブロックに比べて極めて劣後するような状態です。例えば高速道路ですが，特にこちらで言えば山陰自動車道ほかいろいろございますが，そういったものはきちんとそろえてくださいと。それから用意ドンということで競争に入るならばいいですが，初めから勝負があったようなアンイコールな状態だけは勘弁していただきたいということでございます。

それから，１つだけちょっと悪乗りして。先ほど来，話もありましたが，道州制の必要性や，これからの国の姿，分権の話を，もう少し全国紙，地方紙，あるいはテレビ局で定期的に取り上げていただけないかという思いがします。やはりマスコミの影響力は非常に大きいので，そういったものをシリーズで，定期的に報道していただき，論議がずっと高まっていく過程を紹介していただくのは大変大きな力になると思っております。もしここにマスコミ関係の方がいらっしゃれば，どうぞよろしくお願いします。

櫟本　氏

ありがとうございます。それでは三木さん，お願いいたします。

三木　氏

道州制の実現に向けて，四国の経済界として何をなすべきかについてです。先のアンケート調査の中で，道州制導入のデメリットや不安の１位は大都市圏と地方圏の格差拡大，２位は道州内での格差拡大でありました。こういう不安をどのように解消していくかが，我々として考えていかなければいけないことだろうと思っております。

まず，東京など大都市圏と地方圏との道州間格差の懸念の問題です。これは，これまで中央集権体制の下で，東京を中心にインフラが先行投資されてきましたので，そうした東京などの大都市と四国は，インフラや人口集積，産業集積で大きな格差があります。これは道州制になったからといって，すぐ解消されるわけではありません。こうした経済格差，さらには税収格差を残したままでは，東京一極集中を是正して地方が元気になっていくという，道州制本来の狙いは到底実現できません。従って，わが国の道州制が立ち行くためには，適切な税財源の移譲とともに，道州間の財政調整システムがどうしても必要であります。また，道州制導入に先駆けて，地方圏の自立や対等な競争ができるインフラ整備を着実に進めていくことも重要だろうと思います。こういうことを国にしっかり主張し，適切な制度設計を働きかけていくことが，私ども地方の経済団体の大きな役割ではないかと思っております。

それから，道州内格差が広がるのではないかという問題でございます。これにつきましては，道州政府ができましたら，四国全体の波及効果を高めようとネットワーク構築などに力を入れると思いますが，同時に各基礎自治体が道州内格差是正には大きな役割を果たすだろうと思います。今もお話がありましたが，道州制におきましては各自治体が財源・権限を移譲され，それぞれの地域資源を生かして自分のまちを，より住みよいまちにしようということで競い合うことになると思います。そういうことが四国隅々までの資源やポテンシャルを掘り起こすことになり，生き生きとした地域が四国全体に広がっていく。そうなってもらいたいと考えております。そのようになる基礎自治体は，どうしたらいいのか，どうあるべきかを今後，経済界としても，よく考えていかなければいけないと思っております。

櫟本　氏

ありがとうございます。四全総のフォローイングアップ，五全総，最近の広域行政改革，いろいろな形で何か地方に大きな話があると，すぐ矢田先生をお呼びしてご意見を聞こうというのが，私どもの習慣のになっております。今回も矢田先生に，わざわざお忙しい中お越しいただきました。先ほどのこちらの皆さんのご意見をお聞きになり，何かご感想がございましたら，ひとつお願いいたします。

矢田　氏
　時間はいただけるのですね。



櫟本　氏
　５分ほどございます。

矢田　氏
　テーマは道州制導入と言いながら，私の専門は国土構造論です。企業が自由な立地選択をし，個人が全く自由に居住地選択，空間行動をした時に，どういう空間システムができるかが私のテーマです。国土政策によっても一向に解決しないのは，市場メカニズムによって東京一極集中が形成されているからです。集中させるのは，国家権力が集中し，インフラも集中しているからです。分権型をした時に，多極国土形成ができるのかというのは非常に大きなテーマです。
　１つは，日本は徹底的な国の権限主導でキャッチアップしてきた。お陰で巨大企業の本社および巨大企業の支社が，霞ケ関の権限と絡めて東京に集まっている。政府と経済中枢が集まりますと情報がほとんどそこに集まりますから，マスコミもシンクタンクも集まってくる。特に出版印刷やマスコミが集中すると，再び情報が拡大します。そういうところがすべて情報発信源であり，学術も芸術も，そこにいないと日本ではないという話になります。国家権力そのものが分権化しても，すでに集中を加速するスパイラルが出来上がっています。そこで，分権によって集中が崩れるかというと，自動的にこれは作動するだろう。そう簡単に崩れない。
　しかし，これは半世紀かけてつくった一極集中ですから，ちょうど国家権力を分権化し，それぞれ州都や市町村が相当権限を持ちますと，今はスピードが非常に速いですから１０年２０年になると，求心力そのものが弱ってくる。地方それぞれに求心力ができる。そういう点で，道州の中心に，情報の集中拠点，政治の拠点，経済の拠点をつくることによって，多極分散型国家がある程度出てきたと思っています。その辺の市場メカニズムそのものがこれによって変わってくる。枠組みが変わってくる。しかし，時間はかかる。おそらく分権型が地方分極型と多極型に結びつくことは十分あり得るし，それを一方で目指さないと，なかなか分極型の国土形成はできないだろうと思います。
　私はずっと全総にかかわってきましたが，一向に多極化しませんし多軸化しません。市場メカニズムが動く根源は一点集中的なインフラと，いわゆる中央集権的な権力が霞ケ関を中心にできているからです。あらゆる分野の権力があそこに行っているとなりますと，そこを少しずつ壊していくことしかないのだろうと思っています。

櫟本　氏
　ありがとうございます。従来は，多極・分散型と言っていました。ここでは多極・分権なのです。多極の多があちらもこちらもとなって，多極が無限大になり，それに分散がついたものですから，多極・分散というのは，全国を散り散りばらばらにしてしまい，東京だけが１つ残り，結局は一極集中をつくったと私は思っております。そうではなくて，極を１つだけではなく多にする。道州がたくさんできれば，それなりに極ができていきます。その意味で多極・分散ではなく「多極・分権」というところにご注目いただきたいと思っております。
　それでは，お約束でございます。フロアからもたくさんのご意見があると思いますので挙手していただき，マイクをどなたかが持って行ってくださると思いますので，ぜひお願いいたします。

《質疑応答》

参加者①

本日は道州制導入の意義について大変わかりやすい説明をしていただき，ありがとうございました。手元にいただいた資料で，市町への権限移譲の取り組みについて，広島県は全国でトップクラスの取り組みをしているというご説明をいただきましたが，まだ国から県への権限移譲はほとんど行われてないと伺っております。

地方では，特に中山間地域は，産婦人科医，小児科医などの医師不足が深刻になっております。ところが，アメリカなどでは州ごとに医師や弁護士の免許を付与しますので，こういった問題は起きておりません。道州制に移行するに当たり，ぜひとも医師や弁護士，介護士，看護師など，地域で必要とされる専門職の免許を道州で与えられるように，多極・分権型の社会を目指していただきたいと思っていますが，その辺りの議論は今までのところどうなっていますでしょうか。

櫟本　氏

今日は，あまり具体的な話には入っていませんが，どなた様にお答えいただきましょうか。

河内山　氏

直接，私がそのことについて答えを持っていたり，過去にそのことズバリの発言はしてきませんでしたが，実は私は平成１５年から厚生労働省の社会保障審議会の委員をしていました。明らかに厚生労働省というか，国全体がそうですが，医療や福祉の負担のほうに着目して，これまでずっと議論してきました。というのは，社会保障制度が確立されて国民皆保険もあるし介護保険制度もできたけれども，これ以上ある意味で費用がかかり過ぎると，国民が負担不可能になって制度がうまくいかなくなるのではないかという議論を，特に小泉内閣の５年間は，ずっとしてきたと思います。

しかし，そのツケというか，コインの表裏で言うと，負担のほうを議論すると，給付についても同時に負担を減らそうと思えば，給付はどうしても減るわけです。それが至るところで今，医師不足の問題が起こったり，最近では介護福祉現場での人手不足の問題が起こってくる。従って，今まさに議論が，これから先どうしたらいいかという，ちょうど境目というか，反転し始めているさなかです。

そのことと分権や道州制がすぐさまマッチするかどうかは別として，今ご指摘になりましたように，地域の中で日本の場合はまだまだ，例えば国民健康保険は市町村がやるのですが，先生方や診療所の配置を含めた医療計画は県知事さんの権限の下にあります。お医者さんの免許や教育は誰がやっているかというと，これは文部科学省が一生懸命やっている。従って，ある意味では，みんなで一生懸命，医師不足対策をやろうと思ったら，知事も頑張らなければいけないですが，つまるところ，ご指摘になりましたように，最終的には，お医者さんの数を増やそうと思ったら，大学医学部定員をどうするかとか，あるいは地域枠を設けるというところになってくる。そうすると，地域枠を設けようが，大学定員を増やそうが，大学生がこの４月に入学しましても，お医者さんになるには１０年かかりますから，１０年後の答えは出せるけれども，短期的に答えが出せないというのが，日本の医療提供のある意味では問題点です。

そういう意味では，そのことが可能かどうかというか，ご指摘の通りだと思います。どうやったらお医者さんがうまく増やせるかというと，増やす仕組みをつくる以外にない。それが地域免許なのかどうなのかは私も不勉強でよくわかりませんが，まさにみんなが助かるというか，みんなが喜ぶような制度設計をしなければならないということからすると，地域の活力を保ったり，

地域の安全・安心を，まずは失わせないような制度設計を道州制の中でやるというのは，極めて大事なポイントだと思いますし，そのことはもう，道州制ビジョン懇談会の中でも，いろいろな方がご指摘になっています。そのままズバリの議論は今までございませんが，おっしゃることは，私は実感としてよくわかります。

矢田　氏

今言われたのは全くそうで，すべてほとんど，高度専門職・ライセンスは大学になります。薬剤師，医師，建築士，弁護士，すべて大学が係わっています。

ただ，今，県立では看護大学がたくさんできています。コ・メディカルの保健師，看護師の資格が得られる。医者の仕事と保健師，看護師の仕事は，日本ほど厳しく制限されたことはありません。相当程度，農村にいる保健師さんが，欧米では，日本では医者にしかできないところをやれます。おそらくその辺の専門職の規制そのものを変えて，保健師にある程度，医師的な仕事ができるような法的改正をしたり，それだけの人材育成をすれば即効性がある。医学部の定員を増やすことしか対策がないというわけではない。日本の看護大学の学長さんたちが集まって，欧米との比較で日本はあまりにも厳し過ぎると厚生労働省と話し合っています。今の制度のままでも緩和して，農村地帯における保健師さんの活動は可能であると思いますので，多面的に実情に合わせて提案すべき話だと思います。

櫟本　氏

ありがとうございます。ほかにございませんか。

今のお話，ここで結論は出てないですが，申し上げたいのは，先ほど，第２８次地方制度調査会とビジョン懇談会の話をしました。もう一つ，今，国のほうで進行中なのが，平成１９年４月に発足しました地方分権改革推進委員会で，一月に２回ぐらい精力的に議論しております。そして，この中間取りまとめを去年の１１月に出しております。その前書きに，こんなことが書いてあるのです。この委員会は，この４月に発足して以来，各地域の市町村長と議論をしてきた。地方６団体との意見交換もやってきた。中央省庁とのヒアリングも精力的にやってきた。そして，その感想です。「中央省庁が，これまでの方針をかたくなに守る姿勢を取り続けている実情も目のあたりにした」。こういうのです。

しかし，県は，市町村に対し，自分の権限を結構下ろしている。国が，いかんと言うものはしょうがないです。下ろせるものは相当下ろしているのですが，国はかたくなに権限を下ろすことに抵抗しているのを目のあたりにしたと，前書きに書いてあるのです。都道府県制の下では，中央省庁が権限を下ろすのに抵抗するのは当然なことなのでしょうね。ですから，今のお話は道州制になれば可能になる話です。ですが，今の話は，目の前でお子さんが生まれようかという産婦人科の話ですから，道州が始まる前に今の都道府県制でもやりたいですね。それが，「かたくなに」では困りますよね。以上でございます。よろしゅうございますか。

参加者①

ぜひとも多極・分権型の社会を目指しての制度改革といいますか，規制改革をお願いいたします。

櫟本　氏

ぜひそういう形にしたいですよね。そのためにも道州制，あるいは国の権限移譲が必要なことを，いろいろな立場でご発言いただければと思います。ほかにいかがでございましょう。

参加者②

今日は，櫟本先生のコーディネーターで非常に有意義な会だったので，大変感心した。大変ありがたいなと思います。

でありますが，問題は，櫟本先生，広島県は８３市町村が２３市町ぐらいになり，そういう面では大変熱心です。今の移譲も大変よく進んでいます。ただし，今，矢田先生の道州制の九州モデルを聞いていますと，これは，道州制検討体制に第１次，第２次がある。だけど，広島県は中国地方で，どのようにやっているのか。柳井の河内山先生もおいでになりますが，第１次，第２次，実際具体的に，道州制を目指しての県として。あるいは福田先生でも。福田先生は経済同友会などの連合会で多分あるかもしれませんが，それはどうなっているのかが１点。

それから，三木先生でありますが，「中四国の中で四国でくくる」とおっしゃいました。福田先生は「区割りは後で」とおっしゃるのですが，中四国でくくっておられて四国でくくられるのも，歴史的，文化的，あるいは今の四国連絡架橋は２つしかない。その時に，四国を中心にした場合どうなるのか。例えば，どこが主導権を持つのか。例えば州都ですよね。州といえばどうなるのかなということ。

それから矢田先生，このHOP，STEP，JUMPです。非常にこれは面白いと思いますが，JUMPの中で「地方連携の形成」と言っておられます。これは今，北海道，東北，中国，四国，九州で，北海道もあると思いますが，これを今後どのように進めればいいか。国はねじれ現象ですから，民主党はこういうものは，今年は参議院の時に出したと思います。だけど，今度の時には出してないような気がする。参議院の時に自民党が出したのかな。今の民主党は出してない。ねじれ現象の中で，それがどのように進んでいくのかということ。

それからもう１点，財政問題であります。税財政制度の中で，くくりの問題にもかかわりますが，中四国，東北がマイナス０．８兆円。中国・四国のくくりでマイナス０．３兆円になっています。この分は私もよくわからないのでありますが，このくくりの話からすれば，矢田先生はどのように考えておいでになるのか。中国でくくるのか，あるいは四国でくくるのか，あるいは中四国でくくるのかという。先生の思いで結構ですが，どうなのかをお尋ねします。

櫟本　氏

ありがとうございます。難しい話ばかりで，まずブロックの取り組みですが，これは福田さん，ご感想をお願いします。

福田　氏

道州制論議をどうするかについては，それぞれ経済４団体の中で，経済同友会は経済同友会で，我々は我々で，今の段階としましては，例えば経済同友会さんは極めてご熱心に，他の県の同友会，あるいは四国さんあたりともディスカッションの場を設けておられるやに聞いております。それから，中国経済連合会の中では委員会の１つの分野に，道州制についてしっかり検討していこうというのを設ける予定にしております。結論的には，それぞれの経済団体の中で今，個別に議論を進められている。

ただ，九州さんから今日ご説明がありましたが，戦略会議のような格好で，たちまち行政と経済界が一緒に議論するというのは決まっておりません。いずれはそういう方向に動いていくだろうと思いますが，まだその前に整理していかなければいけない，中国地域が活性化していくためのテーマが色々ございます。例えば，広域観光の問題もその１つかもわかりませんが，そういったことも含めて，なるたけ一体となって経済４団体と行政とがディスカッションするステージが，そろそろ必要だということで今進めております。ここでたちまち道州制を議論する予定は

入っておりませんが。

櫟本　氏
　ありがとうございます。三木さん，お願いします。

三木　氏
　四国の州都はどこかということですが，議論は全く出ておりません。要は，州都とは一体何をするところかというのが基本的にまだわかっておりません。ですから，議論のしようがありませんし，あまりそれを議論すると，本来，道州制をどうすべきかという議論自体が進みませんので，この問題は，道州制の導入が決まり，四国州でいくというのが決まってから，みんなで四国の中で議論すればいいのではないかと思っております。

櫟本　氏
　ありがとうございます。矢田先生。

矢田　氏
　JUMPの話ですが，私は福岡にいて３年前に北九州に行きました。地方は，地方の活性化の知恵を，いつも東京から借りている。ありがたくいただいている。この発想が地方分権を最も駄目にしてしまうと思っています。地方分権のスキームをどうするかよりも，誰が語るかが大事です。東京の人は，地方からの声が一番怖いのです。東京の何とか先生が語る話よりも，地方のあちこちから同じような発言，いろいろなものが出てくるのが一番，中央の意思形成に影響する。今回の選挙も，おそらく地方の不満が出たが故で，それを東京の人に後生大事にお願いしてデザインをつくってもらうといって，そのデザインが地方分権であるという，この姿勢そのものが，地方分権を放棄しているのだと私は思っています。東京の人の責任ではありませんが。
　やはり，そこは自らの足で立って，自らの頭脳で考え，そして活性化デザインを作る。これが東北から九州，沖縄まで相当大きな流れとなって，多少，税財源の見解で違っても，地方の発想として主張する。三大都市圏辺りでは，あまりにも人材が多過ぎてまとまるわけがないのです。
　私も東京にいまして九州にいて，九州でしゃべると相手にされないけれど，僕の後輩の法政大学の教授が行くと後生大事にする。地元には発想の豊かな偉い人はいないという確信のようなものがあって，必ず東京の人に来てもらう。東京の人は，俺が言うから偉いと思っているのですが，それは，たまたま見るからみんなが集まってくる。
　やはり戦略自体も地方がつくってはじめて地に足がついたものになる。そして，地に着いた意見を言うから東京が動揺するのであって，そこを間違わない。今後のシンポジウムの人選も地方で，多少中身が洗練されてなかろうが，はるかに効果があると私は思っていますので。地方分権は地方から提案するということは，はっきりさせたほうがいいと思います。

櫟本　氏
　同意見でございます。広島県さんが，分権や道州制に関して先んじてやっておられるというのも，それは東京のご意見もいいものは十分に参考にさせてもらわなければいけないけれども，地域は地域で考えるというのが大切であると思います。
この問題についても広島県は広島県で考えるというのを先んじてやっているということで，多少なりとも広島は，地域は地域で考えるという姿勢が進んでいるかなと思っているところです。

参加者②

この間，私は倉敷のほうに行きました。岡山は道州制シンポジウムを，まず岡山市内でやります。これを今度は倉敷でやる。そして，津山でやる。岡山県全体でやっているのです。

広島県も非常によくやっているのは私も感心しています。広島市に比べて，これは大したもんだと思っている。市はまだまだ。矢田先生，長崎の市長が亡くなりましたでしょう。あの伊藤市長の時には，あの人が中心になって九州連合をやっていました。市長が，市がやっているのです。広島市の場合は今からだろうと期待しておりますが，なかなかできない。

だけど，岡山県は，櫟本先生，広島県もよくやっているけれど，そういうふうに既にやっている。岡山は今言ったように，倉敷でも津山でもやっている。だから，これをどう持っていくのか。あるいは，中国地方でどう考えてやるのかというのが。検討何とか委員会がありました。あれを検討体制というのですか。あれが連合かもしれない。これをどうやるかという熱意が足らないです。

今，福田先生がおっしゃったマスコミにしてもそうです。マスコミにしてもおっしゃる通りで，また今度は東京の福田先生がぼやいておられましたが，「東京のあれを言わない。ちゃんと言えと言わない」というのが出ていました。やはり地方は，矢田先生がおっしゃるように，もっと大きな声で自信を持って性根を入れて，「地方から進むんだ」と，これがいると思います。おっしゃる通りです。ただ，今は先生，県はもう少し頑張らないといけないということです。

櫟本　氏

ありがとうございます。さて，そろそろ時間ですが，短くお１人だけ。

参加者③

実は私のまちは広島県の合併の中では一番スタートを切りましたが，当時の流れを見ますと，まさに昨年までよく叫ばれておりましたように，アメとムチということが実際に今起きております。私はこの道州制で何を懸念するかといえば，議論する段階でこういうことを言っては申し訳ないですが，やはりアメとムチが出てくるのではないか。これを一番心配している。まず１点がこのことです。

それと，中国地方の道州制がもしできた場合，全国で８つぐらいに区切られるかもわかりませんが，先ほど矢田先生からお話があった九州については，今，企業がどんどん北九州に移転しており非常に元気のある地域です。かつてこの広島地域，中国地方も，石油コンビナートで非常に活気を帯びた地域であったのですが，今は少し右肩下がりで非常に厳しい状況が続いている。

ですから，道州制が導入される時点で，広島を中心にした中国エリアが果たして元気になれるのか。分権ということで権限だけいただいて，その上で市民の幸せのために物事を行っていこうとする時には必ず財政が絡んでくるわけですが，この財政の裏づけが乏しいのではないかということ。こういった点が非常に懸念されるのですが，先生方がどのように受け止めておられるのか，お伺いしたいと思います。

櫟本　氏

矢田先生，お願いします。

矢田　氏

全くその通りで，そこの分析をきちんとしないといけませんし，九州でも，州都がどこになろうが，やはり新しい州都を中心にするので，東国原さんが私に「宮崎を過疎化するなら反対だよ」と，はっきり言いました。

どういうデザインで九州をつくるか。私はもう１つは九州地方広域計画策定に参加していますので，はっきりと多極型圏土構造を提案しています。圏というのはエリアの圏です。そのためには県庁所在都市と３０万以上の都市を徹底的に拠点にするというのを出しています。おそらく市場メカニズムでいくと危ない。放っておくと危ないのです。山陰がぼろぼろになる可能性は否定できないと思います。今度は東京に出てくる代わりに広島や岡山へ行くことはあります。そこまで詰めて，中国圏における地域間格差についても，その可能性が拡大するか否か詰めなくてはいけません。市場メカニズムとしてどうなるか。個人の選択はどうなるか。そんなに甘くはないと思うので，そこまできちんと詰めながら道州制を提案しないと，足元から崩れるという感じは持っています。

櫟本　氏
ありがとうございます。いかがですか。

福田　氏
東アジアの台頭ぶりは，世界の中でも実に驚くべき経済発展を遂げています。最近では，環日本海諸国，これはロシアも入っておりますが，それからずっと南下するにつれ，色んな国々の台頭が起こってきている。港に関しては，例えば釜山というのが韓国にありますが，この１つの港のコンテナ取扱量は，日本の全港のコンテナ取扱量を合わせたものに匹敵します。たった１港でそれだけのキャパを持っており，世界で５番目の大きさです。それよりも上位のほとんどがアジアに存在しています。
先ほど「地理的にも歴史的にも非常にいい位置に西日本はいる」と言いました。地方分権をすることによって，西日本にふさわしい国際競争力を培えるインフラが整備できる，デザインできるということを今申し上げており，中国だ，九州だ，四国だということなく，西日本にとってはビッグチャンスが来ている。それに，うまく道州制を利用すればいいということを申し上げておきます。

櫟本　氏
ありがとうございます。まだまだご意見があるかと思いますが。

福田　氏
１つだけすみません。今，ウラジオストクが非常に脚光を浴びています。なぜならば，これだけ高いエネルギーの時代がまいりますと，資源，原油，ガス，石炭等，あらゆるエネルギーが集中しているロシアには，ものすごいお金が入ってきて，いずれは，中東諸国の産油国並みのお金持ちになる。従って，シベリアも開発されて，ウラジオストクからの荷動きが激しくなることが予測されるわけです。
このウラジオストクについては，今ほとんど富山や新潟あたりが俺たちの港だと理解されているようですが，実はきちんと地図で測ってみますと，ウラジオストクから見た場合，新潟も富山も境港もほぼ等距離にあります。つまり一番北の港でさえ，境港は有利な位置にあり，これがどんどん東アジアに向けて南下してまいりますと，浜田も含め，ますます有利になります。北朝鮮も，いずれはあそこに新しい港ができてこようかと思います。そういうこともご理解いただきますと，今のうちに東アジアおよび北東アジアの成長のダイナミズムを取り込むべく，きちんと設計図を描いておかなければいけないと思っております。

櫟本　氏

ありがとうございます。まだまだご質問・ご意見があるかと思いますが，予定の時刻まで，あと１分を切ってまいりましたので，時間係としてはこの辺で終わらせていただきます。

今日は広島県主催のパネル討論会としましては３回目ですが，以前のパネル討論会に比べましても今回は特別面白かったと感じております。

１つには，矢田先生の素晴らしいご説明。それから，パネラーの方々のご意見もございますが，何よりも，フロアにいらっしゃる方々のギラギラしたような熱心なまなざし。これにパネラーの方たちが押されて，いい意見も出たのだろうなと思うわけであります。そういう意味で，今日は最大の謝意をフロアの方々に差し上げ，かつ遠くからお見え下さいました矢田先生，フロアの方々にお礼を申し上げ，これで私の司会を終わらせていただきます。

今日は，どうもありがとうございました。



配 布 資 料

道州制の九州モデル

広島県「道州制シンポジウム」2008.1.22

Ⅰ　わが国における道州制の検討状況
Ⅱ　ＥＵ諸国における地方分権化の動き
Ⅲ　道州制の九州モデルの検討状況
Ⅳ　今後の展望－道州制実現へのプロセス

九州地域戦略会議・第２次道州制検討委員会委員長
北九州市立大学学長　　矢　田　俊　文

Ⅰ　わが国における道州制の検討状況

道州制をめぐる動き

	法　律	中央政府・全国組織	九州の動き
1970s			九州自治州構想（西日本新聞社）
1980s			九州共同体機構構想（同上）
1990s			九州府構想（平松大分県知事）
1999	7 合併特例法－05．3		
2000	4 地方分権一括法		
	機関委任事務廃止		
	国と地方の関係－上下から対等		
2004	地方自治法改正	三位一体改革	
	都道府県合併－議会議決	補助金削減、交付税、税源移譲	
	道州制特区推進法		（11 広島県分権推進審議会答申・推進計画）
2005	新合併特例法　－2010.3		5 九州経済連合会－道州制の九州モデルを
			6 九州経済同友会－九州自治州構想
			6 九州地方知事会－道州制へ移行した場合の課題
2006	12 地方分権改革推進法	1 第２８次地方制度調査会	10九州地域戦略会議－９県知事＋経済界４団体
	地方分権改革推進委員会	道州制の内容提案答申	第１次道州制検討委員会（石川敬一委員長）
			10　委員会　「道州制に関する答申」
			なぜ必要か、目指す姿、いかにして実現するか
2007	内閣府　道州制ビジョン懇談会	1　全国知事会	5　第２次道州制検討委員会（矢田俊文委員長）
	→　08．3　答申へ	道州制に関する基本的考え方	九州モデル策定、国・道州・市町村の役割分担
		第29次地方制度調査会	税財政制度、将来ビジョン→2008．3中間答申
		基礎自治体のあり方	
		7 日本経済団体連合会	
		道州制に向けた第１次提言	

第28次地方制度調査会　07.02.28

「道州制のあり方に関する答申について」

1．地方公共団体として都道府県に代えて道州を置く
　→道州及び市町村の二層
2．都道府県の事務→市町村、国（地方支分局）の事務
　→道州に移譲
3．道州議会、首長－直接公選
4．区域割り　3例、大都市圏域、東京特例
5．原則として全国同時移行、先行もあり
6．分権型社会に対応しうる地方税体系、財政調整制度

全国知事会「道州制に関する基本的考え方」07.1

「国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要がある。」

1．地方自治体は道州と市町村の二層制とする。
2．内政に関する事務は基本的に地方が一貫してになう。
　都道府県が担ってきた事務は可能な限り市町村に移管
　住民に身近なサービスは最も身近な基礎自治体が担う
　広域的な事務、高度な技術、専門性が必要な事務は道州が担う
3．地方支分局廃止、中央省庁解体再編
4．国の法令は基本事項にとどめ、地方に広範な条例制定権を確立
5．道州－自己決定・自己責任、自主性・自立性の高い税財政制度
6．道州制の区域－地理的・歴史的・文化的条件、地方の意見反映

日本経済団体連合会　2007.3.28

「道州制に向けた第１次提言－究極の構造改革を目指して」

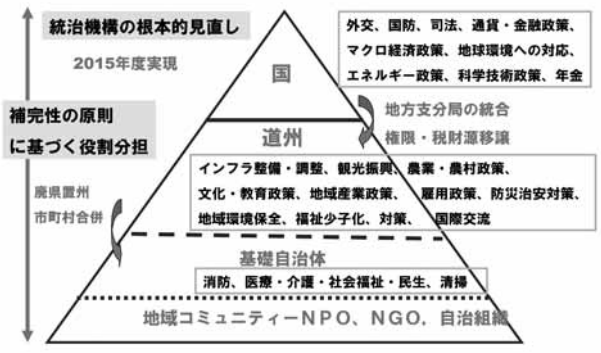

II　ＥＵ諸国における地方分権化の動き

ＥＵ諸国の分権への動き・総括表

矢田作成

		UNITED	KINGDUM			France	Italy	Germany	Sweden	Japan
		England		Scotland	Wales					
	大都市圏	非大都市圏								
第一層	district	district	unitary	unitary	unitary	Commune	Comune	Gemeinde	Kommun	市町村
基礎自治体	36	274	46	29	22	36,784	8101	13,532	1,035→290	3, 300→1, 800
第二層		county				Department	Provincia	Regierungs		都道府県
広域自治体		34				100	103	30		47
第三層	（Region=開発公社の単位）			Scottish P.	Welish A.	Region	Regione	Land	Landsing	
広域自治体		9				26	20	16	21→9	
階層数	1層制	2層制	1層制	2層制	2層制	3層制	3層制	2層制	2層制	2層制
分権の動き			unitary	unitary	unitary			県廃止の州	Kommunの統合	市町村合併
	Region	Region	Region	Scotland	Wales	Region	Regione	モデル	Landstingの統合	道州制
	district	district	unitary	Scotland	Wales	C.D.Rとも	C.P.Rとも	Gemeinde	K.Lとも	
首　長	公選	公選	公選	議会選出	議会選出	議会選出	公選	議会選出主	議会選出	公選
議会議員				公選	公選	公選	公選	公選	公選	公選

黄色は分権化の動き

ＥＵ諸国の地方分権の特徴

France　Commune----Department----Region

Region－近世以前の封建諸侯の領土を基本的に踏襲

行政組織→地方自治体（1982地方分権法、2003憲法改正）

Italy　Comune----Provincia-----Regione

Regione---近世以前の封建諸侯の領土を基本的に踏襲

1945憲法改正　行政組織→2001 憲法改正　地方自治体

UK　England　District----（County　行政組織）

Or Unitary(District とCountyの統合、自治組織）

Scotland , Wales（1996)------Unitary

Germany　Gemeinde----(Regierungsbezirk 行政組織）-----Land (RB　を廃止する傾向）

EU構造基金と地域圏（州）

EU構造基金－EU内の地域格差是正のために基金創設

後進地域の開発促進

構造的困難に直面する地域の経済支援

教育・訓練及び雇用の改善支援などを目的としている

支援金は、国単位でなく地方自治体単位で交付

→　各国　地域圏・州などを創設し、国の権限を委譲することによって地方自治体とし、基金の受け皿とする必要

NUTS　（Nomenclature of Territorial Units for Statistics) EUの統一的地域単位

2000-06　1,950 億ユーロ＝約３１兆円

ＦＲＡＮＣＥの地方自治

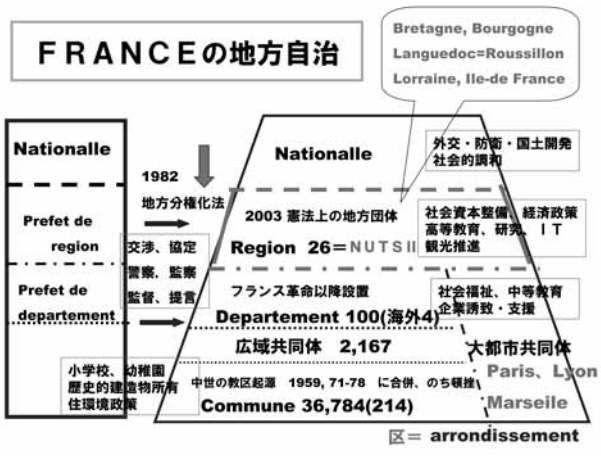

ITALYの地方自治

Lombardia, Toscana, Campania, Sicilia, Emilia-Romagna

Regione の分権化、Provinncia,　Comune　の温存

1990 新地方自治法　2001　憲法改正



立法権－限定列記

外交・国際・ＥＵ・移民、国防・軍隊、通貨・外貨

治安・司法、社会保障、環境・文化財、教育一般

自治体としての位置づけ

立法権、組織自治権、予算権

農林漁業、商工業、観光、都市計画、公共事業

固有の憲章、権限、職務を有する自治団体

交通、水、エネルギー、環境、中等教育

補完性の原則

固有の憲章、権限、職務を有する自治団体

住民サービス、地域コミュニティ、地域整備

社会福祉、保健衛生、登記、文化、警察

工藤裕子・森下昌浩・小黒一正「イタリアにおける国と地方の役割分担」２００６

UKの地方自治ー　Scotland, Wales、North Irelandの自立、Englandの二層化

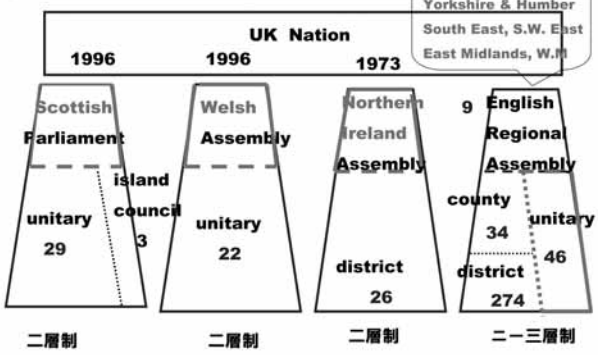

GERMANYの連邦制ー協調的連邦制

連邦制の理念ー補完性の原理　subsideriarity prinsiple

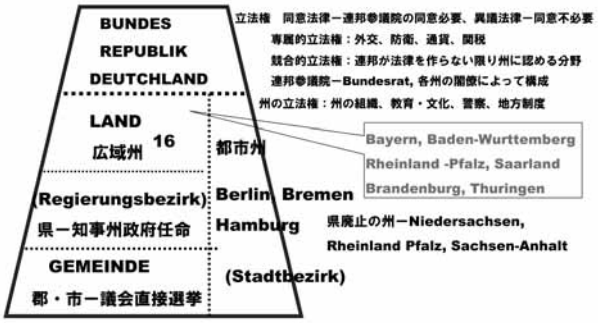

III　道州制の九州モデルの検討状況

九州における道州制検討体制

2005.10
九州地域戦略会議　議長　九経連会長、副議長　知事会長

九州知事会議
福岡・佐賀・長崎・大分
熊本・宮崎・鹿児島・沖縄
山口の９知事

九州経済連合会
（会長１名・副会長１２名）
九州商工会議所連合会会長１名
九州経済同友会代表委員２名
九州経営者協会会長１名

2005.10-2007.3
第１次道州制検討委員会　委員長石川敬一九電工会長　７県、経済界９

2007.5-2009.3
第２次道州制検討委員会　委員長矢田俊文北九州市立大学学長　ほか
７県（部長）、多久市長、九州経済連合会３、福岡経済同友会１、
熊本経済同友会１、九州商工会議所連合会１、九州経営者協会１

九州地域戦略会議・第１次道州制検討委員会答申
「道州制に関する答申」　2006.10

国と地方の統治機構の抜本的改革につながる道州制の導入は、地方分権を加速し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するとともに、国と地方を通じた効率的な行財政システムの構築を可能とする。

道州制を目指す６つの理由
1．九州の活性化、豊かな暮らしの実現、2．東アジアの拠点としての繁栄
3．中央集権システムの改革、4．市町村制度、都道府県制度の改革
5．国と県の二重行政の解消、6．国と地方の危機的財政状況の改善

九州を再編→一つの道州とする。国・出先機関の権限と財源を道州に移譲。
道州と市町村の２層制、公選の議会と首長。
住民サービスの大部分は基礎自治体である市町村。
九州が一体となって取組むべき事業は道州。

第２次道州制検討委員会の課題　2007.5

検討内容
1．道州制「九州モデル」策定に関する検討
　①　国、道州、市町村の役割分担の検討
　②　道州制を実現するための税財政制度の検討
　③　九州が目指す姿、将来ビジョンの検討
2．住民及び国の関心を高めるためのＰＲ戦略の検討
3．その他の必要事項

活動内容
1．九州モデルの発信
2．国の検討内容との整合性

1．国・道州・市町村の役割分担WG　2．税財政制度WG
3．海外事例研究会

中間答申骨子案　2008.3予定

国家像－単一国家における地方分権社会としての道州制

国と地方の役割分担の基本的考え方

新しい国家像、国家観の追求－分権型社会、多極分散型国土

国の役割－法律で限定（地方に関する法令は基本的事項や標準）

州の役割－州条例で限定、それ以外は市町村の役割

国－司法、外交・通商、防衛・安全保障、通貨、税関、出入国管理、検疫、航空保安、経済政策、エネルギー政策

州－警察、治山・治水、海岸、空港、高速道路、州道、港湾、産業政策労働基準、医療、公的年金、教育、環境

市町村－消防・防災、都市計画、市町村道、生活保護、公的保険、住宅上下水道、地域保健、高齢者福祉、障害者福祉、児童・母子福祉

執行権だけでなく、決定権の移譲を原則とする、企画立案から執行まで

道州制を支える４つの原理

矢田作成

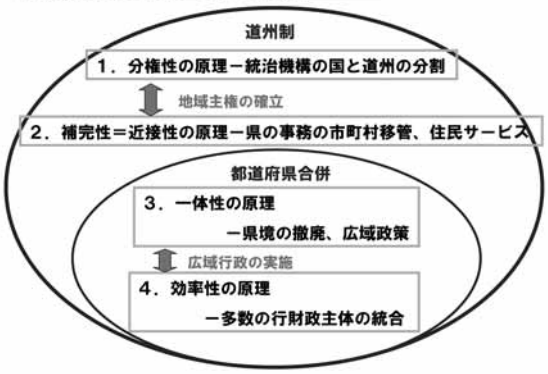

役割分担例－１　分権性の原理－道路整備

道路行政に関する企画立案、道路構造等の技術的基準の設定

国（国土交通省、地方整備局、国道事務所）→道州へ

高速自動車道－路線の指定、新設・改築、維持・修繕・管理

新設負担（新直轄　国3/4　県　1/4，自専道　国7/10 県3/10）

維持等負担（新直轄　国3/4　県　1/4，自専道　国7/10 県3/10）

→路線の指定、新設・改築、維持・修繕負担全額　道州へ

一般国道－路線の指定－国

指定区間の新設・改装（国2/3　県　1/3)、維持等（国5.5、県4.5)

指定区間外新設・改装（国1/2　県　1/2)、維持等（県10)

新設・改装（国1/2　市　1/2)、維持等（市10)

→州道（旧一般国道、旧県道の１部）　指定、負担　道州へ

県道　路線の認定、新設・改築、維持・修繕その他の管理

県（国との協議）→市町村道

市町村道　路線の認定、新設・改築、修繕その他の管理→　同じ

役割分担例－２　補完性の原理－子育て

保育所の設置・保育　　すべて市町村へ

・保育所制度の企画・立案、認可方針の策定、保育方針の策定

児童福祉施設最低基準の制定（保育所）－国が一律基準

・設置認可、施設の変更承認・届出、休廃止の承認、

指導監査－県（政令市、中核市以外）

・設置－市町村立

保育所の運営　　すべて市町村へ

・保育所運営費の基準の設定、運営費国庫負担金の交付－国

・運営費国庫（県費）負担金の交付決定通知義務－県

・入所申し込み書の受理・審査・入所決定－市町村

・階層認定、保育料の決定、徴収－市町村

・運営費国庫負担金の受け入れ、民間保育所運営費の支弁－市町村

役割分担例－３　一体性の原理－九州の一体的発展戦略

２１世紀の新たな九州像　　九州広域地方計画

１．東アジアの成長と連動し自立的に発展する九州圏の形成

２．都市と自然をともに享受し多様な活躍の場を創出する九州圏の形成

３．安全・安心で美しく誇りが持てる九州圏の形成

新たな九州像の実現に向けた戦略と対応

三層の自立圏の構築

九州圏－東アジアのフロントランナー、多極型圏土構造、安全安心

都市自然交流圏－基幹・拠点都市圏・多自然居住地域

基礎生活圏－生活中心都市（拠点）・周辺地域

離島・半島・山間地域の定住環境確保

先導的な地域づくり

（○○産業集積、○○九州アイランド、○○ネットワーク）

役割分担例－４　効率性の原理

一体となった東アジア戦略の策定

・国の支分局、各県がそれぞれ東アジア戦略を策定→一本化

九州経済産業局－「アジアー番圏」の実現に向けて

国際化推進プラン等－佐賀県、長崎県、宮崎県、福岡県

・多様な国際会議→東アジア交流会議に一本化

日韓海峡沿岸市道知事交流会議（福岡県、佐賀県、長崎県）

環黄海都市会議、東アジア経済交流推進機構（北九州市）、

アジア太平洋都市サミット、アジア太平洋観光推進機構（福岡市）

九州・中国産業技術協議会（九州経済産業局・九州経済連合会）

九州・韓国経済交流会議（九州経済産業局・九州経済連合会）

・上海事務所→九州・上海事務所に一本化

共同（福岡県、福岡市、北九州市）、単独（長崎県、大分県）

税財政制度ー佐賀県の試算、07.11道州制検討委員会

Hyper Typeの基本スキーム

1. 地方税法ー税目、納税義務者、課税標準を定める
   標準税率、制限税率、減免は地方自治体で定める
2. 市町村税ー住民税（市町村）、固定資産税、都市計画税、事業所税
   州税ー住民税（州）、事業税、消費税、酒税、相続税、揮発油税、
   航空機燃料税、軽油取引税、自動車税、不動産取得税
   国税ー法人税、関税、収入印紙税
3. 新・地方共有税ー所得税・法人税（一部）をあてる、地方自治体間の
   財政調整にあてる。税率は地方税法で定める
   州間の財政調整は水平調整とする、全州会議で決定
   各州の人口１人当たり税収額の差をなくすことを原則とする
   （面積・人口規模補正も加味）

税財政制度ー佐賀県の試算、07.11道州制検討委員会　人口当たり均等化

１．現在の一般財源＋国庫支出金（２００５年度）
　一般財源ー都道府県民税、市町村税、譲与税、交付税
　　Ａ 州　　３２.7兆円、市町村　３６.4兆円、計　６９．１兆円
２．Ｂ 州税　２７.2兆円、市町村税３０.0兆円、計　５７．２兆円
　　地方共有税　２０．０兆円
３．Ｅ 調整後　　７７．３兆円
　人口一人当たり税額を均等化　　差額＋地方共有税　　２８．１
南関東、中部、関西の３大都市圏で大幅過剰（８．２→１６．９兆円
北関東信越、九州で小幅過剰　　（０．８→　５．９兆円）
北海道、東北、中国・四国、沖縄で不足　（－０．８→　５．２兆円）
　　南関東　　４．６→　７．０（２．４）
　　中国・四国　－０．３→　２．４（２．７）
　　九州　　０．１→　３．１（３．０）

Ⅳ　今後の展望ー道州制実現へのプロセス

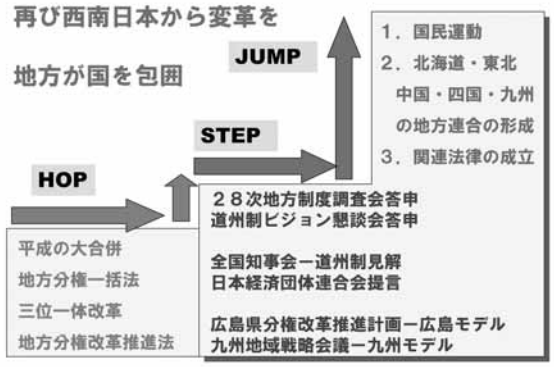

参考文献

１．九州経済同友会『欧州視察報告』　２００７．９．７
２．第２次道州制検討委員会・地方分権に関する事例研究会
ヨーロッパの単一国家における地方分権改革の状況について2007.11.28

３．財務総合政策研究所『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況』
　第６章　イギリスにおける国と地方の役割分担　　砂原庸介
　第７章　フランスにおける国と地方の役割分担　石田三成
　第８章　イタリアにおける国と地方の役割分担　工藤裕子・
　　森下昌浩・小黒一正
４．自治体国際化協会『フランスの地方自治』2004.1.31
５．自治体国際化協会『イタリアの地方自治』2004.3.31
６．自治体国際化協会『スウェーデンの地方自治』2004.4.30

７．九州地域戦略会議・道州制検討委員会・海外事情研究会
　宮町良弘　イギリスにおける地方自治と地域政策について2007.9.25
　山本健児　ドイツの連邦制　2007.10.22
　工藤裕子　「連邦主義」と日本の道州制をめぐって　2007.10.31
　嶋田暁文　アメリカの地方自治について　2007.

平成 20 年 1 月 22 日
四 国 経 済 連 合 会

道州制の導入に向けた四経連の取り組み状況

○ **平成 17 年 11 月「地方の自立に向けた行政制度改革について**
～地方分権(道州制)に関する中間報告～」を取りまとめ・発表

・行政体制として道州制への移行が最も望ましい
・道州制導入に当たり検討すべき項目
①国と地方の役割分担
②地方の財源確保
③地方の自主運営能力の向上
④地域区分としては、「四国州」が適切

○ **平成 18 年７月「道州制に関するアンケート調査」を実施**

（対象）自治体（四国４県の市町村長、市町村議会の正副議長）
経済界（四国内の経済団体・四経連会員企業トップ）
計７７６名　（回答率 47%）

（結果概要）

・約９割が道州制に関心を持っている
・道州制の導入について、約８割が賛成
・道州制導入のメリット・期待は、行政のコスト削減や効率化、広域的行政施策や特性に合わせた地域づくりの実現
・道州制導入のデメリット・不安は、大都市圏と地方圏の格差拡大、道州内での格差拡大、きめ細かな行政サービスの低下
・道州の区域割りは、約７割が「四国州」が望ましい

○道州制導入への賛否

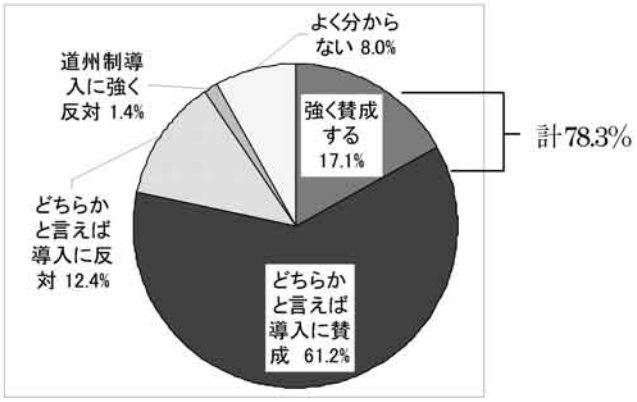

○望ましい道州の区域

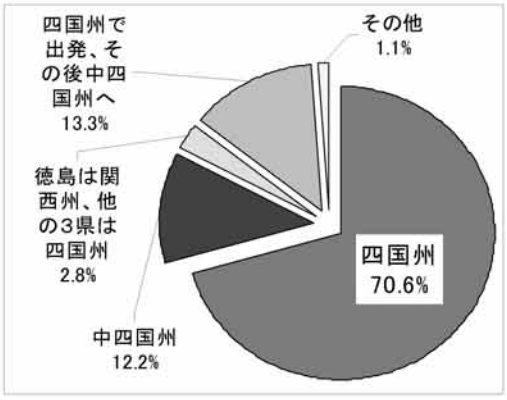

○ **地方分権・道州制に関する講演、シンポジウム**

・年に１～２回
・平成 19 年８月８日「道州制シンポジウム」（四経連と四国４県の主催）

以　上

市町への権限移譲の取組みについて

（平成 20 年 1 月 22 日
広島県地域振興部）

1　概　要

（1）基本方針

平成１６年１１月策定の「分権改革推進計画」により，計画で定めた事務・権限（８１項目，１８９事務）を，５年の計画期間内（H１７～２１年度）に移譲するという基本方針のもと，市町の実情に応じ，各市町との間で構成する事務移譲具体化協議会を中心に取組みを推進

（2）移譲の進捗状況等

・　１９年度から，全市町で移譲が開始され，全県的な権限移譲が本格化。移譲対象事務（制度的制約のある事務等を除く）２，４４６事務（全市町延数）のうち，１９年度までに，１，０７５事務，進捗率で，４３．９％を移譲

・　２０年度の移譲予定事務数は，対象市町の延数で４９８事務となり，計画期間を通じた移譲事務数は，１，５７３事務，進捗率で，６４．３％を移譲予定

◇　年度別における移譲事務数等の比較

移譲対象事務数　：２，４４６（制度的制約のある事務等を除く全市町延数）

移譲年度	移譲市町数	移譲事務数（累計数）	進捗率
１７年度	４　市	８０（　　８０）	３．３％
１８年度	１８市町	３２２（　４０２）	１６．４％
１９年度	２３市町	６７３（１，０７５）	４３．９％
２０年度（予定）	**２１市町**	**４９８（１，５７３）**	**※　６４．３％**

※　20 年度移譲事務数や 20 年度までの進捗率等は，19 年 12 月県議会までの数値

2　権限移譲の主な取組み

区　　分	概　　要
旅券の申請受理及び交付	一般旅券の申請受理及び交付の事務を，１９年度（１９年６月）から全市町で実施　～三次市については，１８年４月から先行実施
身体者障害者手帳の交付	政令市・中核市を除く県内２１市町のうち，２０年度移譲までで，１７市町に移譲
町による福祉事務所の設置	県内９町のうち，２０年１月時点で５町に設置
道路の権限移譲	市町が担うべき道路は，道路法に基づく道路の管理権限の移譲を基本とし，実情に応じて維持・修繕，改良等の事実行為の移譲も実施
建築確認事務の充実	限定特定行政庁から特定行政庁への移行を促進 三次市　～　H17 年度に限定特定行政庁へ移行 東広島市　～　H18 年度に特定行政庁へ移行 三原市，尾道市，廿日市市　～　H20 年度に特定行政庁へ移行予定

市町への事務・権限移譲項目一覧（20年4・6月移譲分）

【凡例】　●は20年4月移譲。 ⑥は20年6月移譲。 **済**は計画に基づき移譲済。
ーは移譲対象事務無し。 **既**は計画前に移譲済。

□　事務処理特例条例による移譲

区分	移譲項目	移譲事務	市町移譲（予定）一覧																							
			広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	大崎上島町	世羅町	神石高原町
地域福祉サービス	児童福祉に関する事務	○児童自立生活援助事業の届出受付・指揮監督	既	●		済	済	既	済	済	済	済	済	●	済	●						●	済		●
	障害者福祉に関する事務	○身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置	既	済	済	済	済	既	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	●	●
		○身体障害者手帳の交付申請受付，交付等	既	●	●	済	済	既	済	済	済	●	済	●	済	済					●	済	●	済	●
		○身体障害者生活訓練事業等の開始等届出受付等	既	●		済	済	既	済	済	済	済	済	●	済	●						●	済	●	●
		○心身障害者扶養共済制度に関する申請書・請求書等の受理等	既	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	●	済	済	済	済	済	済	済	済	●	済	●
		○精神障害者社会適応訓練の実施	既	●		済	済	済	済	済	●		済	●	●	済					●	●	●	●	●
	障害者自立支援に関する事務	○障害福祉サービス事業，相談支援事業等の届出受付，指導監督	済	●		済	済	済	●	済	●	●	●	●	済	●							●	●	●
	原爆被爆者の援護に関する事務	○心身の健康，居宅における日常生活等の被爆者援護に関する相談	既	済	済	済	済	済	済	済	済		済	●	済	済	済	済	済	済	済	済	●	済	●
		○被爆者の健康診断及びその結果必要があるときの指導	既	既	済	済	済	既	済	済	済		済	●	済	済	済	済	済	済	済	済	●	済	●
	青少年の育成に関する事務	○図書類・がん具刃物類の販売・貸付けのための自動販売機等の設置届の受付等		済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	●
	民間協力・人材育成に関する事務	○民生委員・児童委員の指揮監督，報償費支払等	既	済	済	済	済	既	済	済	済	●	済	●	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	●
	福祉事業等に関する事務	○第二種社会福祉事業の開始届出受付等	既	●		済	済	既	済	済	済	●	済	●		済						●	●	●	●
		○保護施設の設置認可・運営指導　等	既	済		済	済	既	済	済	済	●	済	●		済						●	●	●	●
		○当該社会福祉法人の設立認可，報告徴収　等	既	済		済	済	既	済	済	済	●	済	●		済						●	●	●	●
		○助産施設・保育所の設置・廃止等の認可	既	●		済	済	済	済	済	済		済	●		済						●	●		●
地域保健サービス	感染予防に関する事務	○感染症指定医療機関に対する報告要求，診療録等の帳簿検査，診療報酬支払の差し止め等	済	●				済																	
	薬事に関する事務	○薬局開設の許可　等		●				●																	
		○毒劇物の製造業（輸入業）の登録等		●				●																	
	医業等に関する事務	○医療法人の設立認可　等		●																					
	母子保健に関する事務	○未熟児の訪問指導に関すること，低体重児の届出受付	既	既	●	済	済	既	済	済	済		済	●	済	●	済	済	済	済	●		済	済	●
		○養育医療の給付決定，費用の徴収額決定	既	既	●	済	済	既	済	済	済		済	●	済	●	済						済	済	●
	生活衛生に関する事務	○旅館業，公衆浴場，興行場の営業許可等 ○理容所，美容所の業務停止命令等 ○クリーニング所の開設届出受付等 ○特定建築物の届出受付・立入検査	既	既	済	済	●	既		済			済	●	●	●						●	●	●	
		○温泉を公共の浴用・飲用に供する許可	既	既	●	済	●	既		済	●		済	●	●	●						●	●	●	
		○有害物資を含有する家庭用品の製造・輸入・販売事業者に対する措置命令・立入検査	既	既		済	済	既		済			済	●	●	●							●	●	
		○専用水道・簡易専用水道の改善指示等	既	既	済	済	●	既		済	●		済	●	●	●						●	済	済	
		○墓地等の経営許可等	既	●	済	済	●	既		済			済	済	●	●						●	●	●	
	医療等従事者に関する事務	○医師，歯科医師，薬剤師，保健師，臨床検査技師等の免許申請等の受理及び県への送付（国への経由）等		済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	●	●	済	済	●
事業活動の規制	採石業に関する事務	○採取計画の認可等，災害防止緊急措置命令等		済	済	●	済	済	●	済	●		済	●	●						済	●	済	済	●
	砂利採取業に関する事務	○採取計画の認可等，災害防止緊急措置命令等		済	済	●	済	済	●	済	●		済	●	●						済	●	済	済	●
	危険物取扱に関する事務	○火薬類販売営業の許可，火薬庫設置許可等	済	済	済	●	済	●	●	済	済	済	済	●	済	済	●	済	済	済	●	●	済	●	●
		○高圧ガスの製造，貯蔵所の許可・届出受付等	済	済	済	●	済	●	●	済	済	済	済	●	済	済	●	済	済	済	●	●	済	●	●
	商工業に関する事務	○商工会法に基づく設立の認可等	済	済	—	済	済	済	済	済	済	—	済	済	済	済	●	済	済	済	●		済	済	済
		○大規模小売店舗の新設届の受理等	既	済	●	済	済	済	●	済	●	●	●	●	済	済	●	●	済	●	●	●	済	●	済
		○特定工場の新設届の受理等	既	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	●	●	済	済	●	済	済	済	済
	ＪＡＳ法に関すること	○農林物資の品質表示に係る製造・販売業者に対する表示遵守指示，立入検査，報告聴取等				●	済	済	●	済		済	●	●		●						●		●	●
	農薬取締法に関すること	○農薬販売業の届出受理，農薬販売者，使用者に対する報告命令等				●	済	済	●	済		済	●	●	●	●						●	●	●	●
	肥料取締法に関すること	○肥料販売業者の販売業務届出受理等				●	済	済	●	済		済	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	畜産環境保全に関すること	○家畜排せつ物の適正管理・処理に係る畜産業者に対する指導助言等				●	済	●	●	済		済	●	●									済	●	●
環境保全	公害防止に関する事務	○ばい煙・粉じん・揮発性有機化合物発生施設の設置届出の受理等（経由）	既	—	済	済	済	既	●	済	●	●	済	済	済	●							済	●	●
		○ばい煙・粉じん・揮発性有機化合物発生施設の設置届出の受理等（本権限）	既					既		済			●										●		
	廃棄物に関する事務	○一般廃棄物処理施設の設置許可等	既	既	済	済	済	既	●	済		済	済	●		●							済	●	
		○産業廃棄物の不法投棄等に係る現場確認の立入検査	既	既	済	済	済	既	●	済		済	済	●	済	●				済			●	●	
	生活排水に関する事務	○浄化槽設置の届出受付等	既	既	済	●	済	既	●	済		●	済	●	済	●		●	●				済	●	
	野生生物に関する事務	○鳥獣の保護，鳥類の卵の採取等の許可		●	●	済	済	済	済	済	済	済	●	●	●	済	済	●	済	済		済	済	●	済
	自然公園に関する事務	○国定公園の特別地域等の禁止行為の許可等	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	●	—	—	—	—	—	—	●	済	—	—	済
		○自然環境保全地域における禁止行為の許可等		●	—	—	済	済	●	済		—		●	●	済	—	—	—	—	●	済	—	済	済
		○自然海浜保全地域における禁止行為の許可	—	●		済	済	済	—	—	—	済	—	—	—	済	—	—	—	—	—	—	●	—	—

市町への事務・権限移譲項目一覧（20年4・6月移譲分）

【凡例】　●は20年4月移譲。⑥は20年6月移譲。**済**は計画に基づき移譲済。
ーは移譲対象事務無し。**既**は計画前に移譲済。

□　事務処理特例条例による移譲

区分	移譲項目	移譲事務	市町移譲（予定）一覧																								
			広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	大崎上島町	世羅町	神石高原町
都市整備	開発行為等の規制	○開発行為の許可 ○開発許可に係る建築制限	既	既	●	●	●	既		済			済	●											
	風致地区内の建築物等の規制	○風致地区内における建築物の新築，宅地造成，水面埋立，木竹伐採，土砂採取等のの許可，許可取消し，立入検査　等	既	既	済	—	—	既	—	—	済	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宅地造成等の規制	○宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可	既	既	●	●	●	既		済	—		済	●	—						—	—	—	—	—
	優良宅地造成認定	○住宅改良地区内における建築行為の制限等	既	既	●	●	●	既		済			済	●											
	土地区画整理事業	○施行地区内の建築行為等の制限，換地計画の認可　等	既	既	済	済	済	既	●	済	済	●	済	●		済					—	●	—	●	—
	市街地再開発事業	○個人施行者の施行の認可，組合の設立認可，事業計画の変更等	済	済	済	済	済		●	済	済	●	済	●		済					—	●	—	●	—
	農住組合	○組合の設立認可，解散決議の認可等	既	済	—	済	済	既	●	—	—	済	—	●	—	—					—	—	—	—	—
	屋外広告物	○広告物の表示・設置の許可，変更許可等	既			済	済	既	●	済	●	済	●	●	●	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
	景観の保全に関する事務	○大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出受付等	既	済	既	済	—	既	既	既	済	既	済	既	済	済	済	済	済	済	—	—	済	—	●
土地利用	農業振興地域の整備に関する事務	○農用地区域内の開発行為許可，許可条件の付加，許可にあたっての農業会議への意見聴取等	済		済	済	済	済	済	済		済	済	済	済	済	—	—	済	—	済	済	済	●	済
	林地開発許可に関する事務	○地域森林計画対象民有林における開発行為許可，許可条件の付加，許可にあたっての広島県森林審議会への意見聴取等				済		●	●	済				●		●					●	●	済		●
	土砂の適正処理に関する事務	○土砂埋立行為（2，000㎡以上）等の許可等，土砂搬出計画（500立方メートル以上）の届出受理等，土砂搬入禁止区域の指定，指定の解除等				済			●	済				●		●					●	●	済		●
	入会林野整備に関する事務	○入会林野整備計画の認可，農業委員会等への意見聴取，調停，嘱託登記等		—	—	済	済	●	済	—	済	済		—	済	—	—	—	済	—	—	—	—	—	済
	農地法に関する事務	○農地等の所有権等の権利移動許可，許可条件の付加　等			済	●	●	済	済	済	済	済	●	済	●	済	済	済	済	済	済	●	済		済
農林水産業振興等	環境保全型農業の推進に関すること	○計画認定申請書の受理及び県への送付		●	済	●	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済			済		済	済	済	●	済
		○持続性の高い農業生産方式（エコファーマー）の認定，導入計画変更認定　等						済					●	●											●
	土地改良区の指導監督	○土地改良区の育成・指導 ○団体営土地改良事業（土地改良区等の事業）に係る事業施行認可等土地改良法上の手続				済	済	●	●	済		済		●	●	●	—	—		—		済	済	●	済
生活基盤	道路・街路の整備，維持	○県道（国道に準ずるものを除く）に係る維持修繕	既		済	⑥	⑥		⑥	済		済	⑥	⑥	済	済	済	⑥	済	済		⑥	済	⑥	
		○県道に係る単県道路事業（国補と関連したもの等を除く。設計・積算や用地買収・補償等を含む）	既			●	●		●	済		●	●	●	済	済		●	済	済		●	済	●	●
	河川の整備，維持及び管理	○市町の区域内で水系が完結する2級河川の維持修繕			●	●	●		—	—	—	—	●	●	—	済	—	—	—	済	—	—	済	—	—
		○市町の区域内で水系が完結する2級河川の河川改良等の工事実施				●	●		—	—	—	—	●	●	—	済	—	—	—	済	—	—	済	—	—
	砂防，急傾斜，地すべり	○急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	済		済	●	●		済	済	済	●	●	●	済	済	済	済	済	済	済	●	済	—	●
その他	文化財保護に関する事務	○埋蔵文化財の調査のための発掘の届出受付等	済			●	●	済	●	済			済									済		●	
		○史跡名勝天然記念物の現状変更許可，許可取消，行為停止命令，現状等報告要求，立入実地調査等	既	既	既	既	既	既	既	既	既	既	既	既	既	既	済	済	済	済	●	済	済	●	済

〈参考〉その他法定移譲，委託等による移譲

区分	移譲項目	移譲事務	市町移譲（予定）一覧																								
			広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	大崎上島町	世羅町	神石高原町
地域福祉サービス	児童福祉に関する事務	○特別児童扶養手当の認定等		●		済	済	●	済	済	済		済	●	●	済					●	●	●	済	●
都市整備	建築確認	○建築物の建築等に関する確認，検査，許可等	既	既		●	●	既		済			済	●											
	建築確認関連事務	○浄化槽設置等の届出受理，変更命令等 ○住宅金融支援機構の融資事業等の工事審査 ○資材の再資源化等に関する届出の審査等 ○建築士の指導等に係る事情聴取及び報告 ○優良住宅の申請受理，審査，認定	既	既		●	●	既		済			済	●											

※ 上記のほか，県営土地改良事業（廿日市市，北広島町），国土利用計画に関する事務（府中市）等を移譲